

令和7年第1回滝川市議会定例会（第1日目）

令和 7年 3月 3日（月）

午前 9時54分 開 会

午後 2時13分 散 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議長報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 報告第 1号 専決処分について（損害賠償額の決定）

日程第 6 報告第 2号 専決処分について（損害賠償額の決定）

日程第 7 令和7年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針

議案第 1号 令和7年度滝川市一般会計予算

議案第 2号 令和7年度滝川市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 令和7年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

議案第 4号 令和7年度滝川市介護保険特別会計予算

議案第 5号 令和7年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 6号 令和7年度滝川市下水道事業会計予算

議案第 7号 令和7年度滝川市病院事業会計予算

議案第13号 滝川市こども家庭センター条例

議案第15号 滝川市部設置条例及び滝川市福祉事務所設置条例の一部を改正する
条例

議案第16号 滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等
に関する条例の一部を改正する条例

議案第17号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例

議案第18号 一般職の職員の給与に関する条例及び滝川市会計年度任用職員の給
与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第19号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第20号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例

議案第22号 滝川市地域子育て支援センター条例及び滝川ふれ愛の里条例の一部
を改正する条例

議案第24号 滝川市水泳プール条例を廃止する等の条例

議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター等）

議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について（中地区児童センター）

日程第 8	議案第 8 号	令和 6 年度滝川市一般会計補正予算（第 8 号）
日程第 9	議案第 9 号	令和 6 年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
	議案第 31 号	訴えの提起について
日程第 10	議案第 10 号	令和 6 年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 11	議案第 11 号	令和 6 年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 12	議案第 12 号	令和 6 年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 13	議案第 14 号	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
日程第 14	議案第 21 号	滝川市特定教育・保育施設及び特地域型保育事業の運営に関する条例及び滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例
日程第 15	議案第 23 号	滝川市営住宅条例及び滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
日程第 16	議案第 41 号	滝川市議会会議規則の一部を改正する規則
日程第 17	議案第 42 号	滝川市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例
日程第 18	議案第 27 号	監査委員の選任について
日程第 19	議案第 28 号	教育委員会委員の任命について
日程第 20	議案第 29 号	公平委員会委員の選任について
日程第 21	議案第 30 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 22	議案第 32 号	電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更について（芦別市）
	議案第 33 号	電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更について（赤平市）
	議案第 34 号	電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更について（砂川市）
	議案第 35 号	電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更について（歌志内市）
	議案第 36 号	電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更について（奈井江町）
	議案第 37 号	電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更について（上砂川町）
	議案第 38 号	電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更について（浦臼町）
	議案第 39 号	電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更について（上砂川町）

約の変更について（新十津川町）

議案第40号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更について（雨竜町）

日程第23 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○出席議員（16名）

1番	寄谷猛男君	2番	柴田文男君
3番	山本正信君	4番	藤田哲也君
5番	荻野仁史君	6番	荒木文一君
7番	好川章君	8番	福井雅章君
9番	高橋江海子君	10番	木下八重子君
11番	堀重雄君	12番	三上裕久君
13番	関藤龍也君	14番	田村勇君
15番	山口清悦君	16番	安樂良幸君

○欠席議員（0名）

○説明員

市長	前田康吉君	副市長	中島純一君
教育長	田中嘉樹君	監査委員	宮崎英彰君
会計管理者兼理事	浦川学央君	総務部長	和田英昭君
総務部次長	小畑力也君	市民生活部長	横山浩丈君
保健福祉部長	鎌田清孝君	保健福祉部次長	景由隆寛君
産業振興部長	稲井健二君	建設部長	堀之内孝則君
駅周辺整備部長	加地幸治君	市立病院事務部長	柳圭史君
市立病院事務部次長	堀勝一君	教育部長	諏佐孝君
教育部指導参事	福田善之君	監査事務局長	前田昌敏君
総務課長	須藤公夫君	財政課長	岡崎卓哉君

○本会議事務従事者

事務局長	深村栄司君	事務局副主幹	壽崎行洋君
書記	高橋誠君	書記	林麻結君

開会 午前 9時54分

◎開会宣告

○議長 長 ただいまより、本日をもって招集されました令和7年第1回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、16名であります。

◎開議宣告

○議長 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において荒木議員、好川議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議長 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月24日までの22日間といたしたいと思
います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、会期は22日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議長 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項はお手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長 長 日程第4、行政報告を行います。

報告事項につきましては、お手元に印刷配付のとおりとのことですので、お目通しをお願いいた
します。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第5 報告第1号 専決処分について（損害賠償額の決定）

○議長 長 日程第5、報告第1号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました報告第1号、専決処分につきまして、地方自治法第180条

第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告したいとするものです。

専決事項は、車両損傷事故に伴う損害賠償額の決定であります。事故発生日時は令和6年12月23日午後2時30分頃、事故発生場所は滝川市江部乙町4084番地付近、相手方は記載のとおりです。損害賠償額は38万2,875円で、市が加入する公益社団法人全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険が適用され、全額補填となります。事故の原因につきましては、相手方車両が道央自動車道を南に向かって走行中、同自動車道の上空を横断している市が管理する旭沢橋の橋下において、同橋から落下した雪庇が相手方車両の前部及び上部に衝突し、損害を与えたものであります。専決処分年月日は、令和7年2月5日です。

以上、報告とさせていただきますが、橋梁の管理につきましては日々の道路パトロールや専門業者による5年に1回の法定点検を実施しているところですが、このような事故になりましたことを相手方並びに市民の皆様にご深くおわび申し上げます。このたびの事故発生に伴い、高速道路上の橋梁において緊急点検を実施し、安全が確認されているところですが、引き続きより一層安全管理の徹底を図り、事故防止に努めてまいります。誠に申し訳ありませんでした。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は、報告済みといたします。

◎日程第6 報告第2号 専決処分について（損害賠償額の決定）

○議長 長 日程第6、報告第2号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました報告第2号、専決処分につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告したいとするものです。

専決事項は、公園内の事故に伴う損害賠償額の決定であります。事故発生日時は令和6年6月9日午前9時頃、事故発生場所は滝川市緑町6丁目5番、緑町公園内で、相手方は記載のとおりです。損害賠償額は24万9,858円で、市が加入する全国市長会市民損害賠償補償保険が適用され、全額補填となります。事故の原因につきましては、相手方が緑町公園内で転倒した際、同公園の地面から突出していた旧外周柵の残骸に接触し、右膝に損傷を負わせたものであります。専決処分年月日は、令和7年2月7日です。

以上、報告とさせていただきますが、公園の管理につきましては春の公園開きの前までに職員による安全点検を実施し、その後は専門技術者による遊具の法定点検を実施しているところですが、このような事故になりましたことを相手方並びに市民の皆様にご深くおわび申し上げます。このたび

の事故発生に伴い、市内全公園において緊急点検を実施し、安全が確認されているところですが、引き続きより一層安全管理の徹底を図り、事故防止に努めてまいります。誠に申し訳ありませんでした。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第2号は、報告済みといたします。

◎日程第7 令和7年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針

議案第 1 号 令和7年度滝川市一般会計予算

議案第 2 号 令和7年度滝川市国民健康保険特別会計予算

議案第 3 号 令和7年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

議案第 4 号 令和7年度滝川市介護保険特別会計予算

議案第 5 号 令和7年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 6 号 令和7年度滝川市下水道事業会計予算

議案第 7 号 令和7年度滝川市病院事業会計予算

議案第13号 滝川市こども家庭センター条例

議案第15号 滝川市部設置条例及び滝川市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

議案第16号 滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第17号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第18号 一般職の職員の給与に関する条例及び滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第19号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第20号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例

議案第22号 滝川市地域子育て支援センター条例及び滝川ふれ愛の里条例の一部を改正する条例

議案第24号 滝川市水泳プール条例を廃止する等の条例

議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター等）

議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について（中地区児童センター）

○議長 日程第7、令和7年度滝川市各会計予算及び関連議案を一括議題といたしますが、この場合、件名を省略し、議案番号のみで申し上げます。

これより令和7年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針、議案第1号から第7号までの各会計予算、議案第13号、議案第15号から第20号まで、議案第22号及び議案第24号から第26号までの予算関連議案、以上18件について一括議題といたします。

なお、過日の議会運営委員会で確認したとおり、議案第1号から第7号までの各会計予算及び予算関連議案につきましては、後日設置が予定されております予算審査特別委員会で審査を行うこととなりますので、本日は市政執行方針などの説明並びに予算関連議案の説明までといたします。

令和7年度市政執行方針及び予算大綱の説明を求めます。市長。

○市長 おはようございます。それでは、私から市政運営の考え方を市民の皆様、市議会議員の皆様に申し上げます。

今年の幕開けは、毎年、本市で合宿を行っております國學院大學陸上競技部駅伝チームが出場した第101回箱根駅伝で始まりました。見事第3位という素晴らしい結果をチーム一丸となって勝ち取った姿に勇気と元気をいただき、本市においてもチーム滝川としての意識で、職員一丸となって全力で取り組まなければならないとの思いを強くしたところであります。

昨年は元日の能登半島地震に始まり、一年を通じて多くの豪雨や地震などの自然災害が発生し、国民生活に不安を与える状況となりました。本市は、自然災害の発生が少ない地域ではありますが、災害はいつ発生するか分かりません。引き続き、防災サポーターの充実などにより地域防災力の向上を図るとともに、災害に強い安全・安心なまちづくりを進めてまいります。

また、エネルギー価格や食料品などの物価高騰が続く中、その影響を緩和するため「市民の皆様への生活支援」と「市内事業者への支援」を目的として、市内全世帯へ「暮らし応援クーポン券」を令和6年度内をめどに配布します。市民の皆様の生活支援とまちの活性化の一助となることを期待しております。

市内バス路線の滝川市内線につきましては、これまでの運行事業者による営業が終了となりますが、4月からは本市が運行主体となり、新たな運行委託事業者により切れ目なく運行を行い市民の皆様の足を確保します。

一方で、現在策定を進めている「滝川駅周辺地区再生整備基本計画」に基づく滝川駅周辺地区再生整備事業については、将来的な財政見通しが予測できない状況を踏まえ、一旦停止させていただくことについてご理解をお願い申し上げます。

滝川市立病院につきましては、経営が大変厳しい状況となっております。昨年、中空知地域が「地域医療構想モデル推進区域」に北海道内で唯一選ばれたことから、国や北海道からの支援を受けながら、地域内の病院と機能分化・連携し、経営改善に取り組んでいくとともに、病院事業会計の収支改善に向けては、市立病院のみならず本市全体の重要課題として財政運営基本方針に定めました「財政の安全性の確保～市立病院の健全経営の継続」に従い、市が一丸となって最大限対応することとし、市民の皆様の生活に影響を及ぼさないように努力してまいります。

私は本年の一字を「決」と掲げました。混沌とする情勢の中、将来へ無理がなく、明るい見通し

のある1年にしたいとの思いを込めております。財政健全化を維持しながらも市民の皆様やまちの将来にとって何が必要かを考え、一つ一つ「決断」をしてまいる所存であります。

次に、新年度における施策の基本的な考え方について、滝川市総合計画の基本目標に沿って、各施策の概要を申し上げます。

初めに、「安心して子どもを育み、学び、笑顔あふれるまち」についてであります。

令和7年4月から、「滝川市こども計画」の実現に向けて設置予定の「こども家庭センター」については、妊娠期から出生、子育て期までの母子保健・子育て支援に関し、両分野に関する統括支援員をはじめとした専門職員による組織体制を構築し、分野を横断した切れ目のない伴走型の支援を行います。加えて、新たに1か月児健診費用助成事業を開始し、子供の健康管理と産後の経済的負担の軽減、こども家庭センターや医療機関との連携による保護者への支援の充実を図ります。

24時間365日育児に取り組む母親のレスパイトケアを目的に、一の坂地域子育て支援センターを滝川ふれ愛の里へ移転した上で、母親の「コミュニティスペース」、「リフレッシュスペース」を併設した母親のためのレスパイトケア事業に取り組みます。

中央保育所で導入済みの保育ICTシステムについて、保護者の利便性の向上や保育士の負担軽減を通じた保育の充実が認められたことから、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団が運営する保育所への導入に対し、その費用の一部を支援します。

子供たちの放課後の居場所である児童館・放課後児童クラブ事業については、よりよい場とすべく民間活力を導入します。まずは令和7年度からの3年間、1館の運営を民間事業者へ委託し、事業連携することで児童厚生員のスキルや質の維持向上を図るとともに、同時に多面的な検証を行い今後の事業運営の方針を決定します。あわせて、手狭になった館の活動スペースの拡大や、空調設備の設置など引き続き環境整備を進めます。

妊娠期や産後の女性の骨疾患の軽減及び骨粗鬆症予防を目的に、20歳から49歳の女性に対し、骨検診費用の一部を助成する「骨骨骨活！女性の骨検診の費用助成事業」を新たに実施します。これにより、自身の骨密度を知ることによって生活を見直し、若い世代から食事や運動などの日常生活を改善することで骨密度の維持・増加を促進し、子育て世代の女性の健康維持を強化します。

子ども医療費助成については、子供たちの健やかな成長とさらなる健康の保持・増進を図るとともに、子育て世代の負担軽減を図るため、引き続き、中学生までの子ども医療費の無償化を実施します。

学校給食に係る食材費高騰対策については、子育て世帯への経済的支援を図るため、令和5年度から食材費上昇分を公費負担としていますが、令和7年度からの学校給食用精米価格などの上昇分についても併せて公費負担とし、保護者負担額を据え置きます。

住宅新築・改修促進事業については、子育て世帯などの住宅取得に伴う費用を支援することで定住を促進するとともに、地域経済の活性化を図るため、事業を継続実施します。

教育施設の環境整備については、猛暑から生徒たちの健康を守るため、滝川西高等学校の空調設備工事を実施します。

國學院大學北海道短期大学部との連携については、地域連携推進協議会を中心とした関係者で協

力し、安定的な学生確保に向けた取組を強化するとともに、卒業後の地元定着に向けて、北海道短期大学部による就職対策などの取組を推進するほか、「北海道短期大学部の更なる魅力化」や「大学と地域が共に歩む将来のまちづくり」に向けた調査事業を行うなど、開学50周年を見据えたさらなる連携強化を図ります。

また、國學院大學観光まちづくり学部との連携については、本市と北海道短期大学部との連携体制の下、観光まちづくり学部学生を招致してのフィールドワークの実施などにより、本市並びに北海道短期大学部の更なる魅力づくりや観光まちづくり学部の研究への寄与に向けた検討を進めます。

新しい海洋センターの整備については、公益財団法人B&G財団の支援により、令和8年度のオープンに向けて、施設の建設工事に着手するとともに、全国で初となる科学館機能を備えた海洋センターとして、子供たちに水上スポーツだけではなく、さまざまな体験や学び、交流が生まれるよう、民間企業などと連携して先進的なプログラム開発の検討を進めます。

次に、「健康で、優しく、安全に暮らせるまち」についてです。

滝川市立病院については、地域の基幹病院として安定的な医療を提供するため、不足する診療科の医師の招聘を進め、看護師の確保及び離職防止に向け修学資金貸付事業や院内保育所定員拡充などの施策を継続するとともに、医療機器などの更新を行い、安全・安心な医療サービスの提供に努めます。

また、「滝川市立病院経営強化プラン」の取組のほか、院内に経営改善検討会議を設置し収支改善に向けた取組を徹底します。

中空知地域の地域医療構想については、中空知地域が国のモデル推進区域に選定されたことに伴い、国や北海道からの支援を受けながら、当地域の医療体制の確立に向けて検討を進めます。

高齢者福祉については、「第9期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進のため、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営み、安心して住み続けられるまちを目指します。自立支援・重度化防止などの介護予防や支え合いの意識の向上、認知症本人や家族が共に生きる社会の実現に向けた取組を推進するとともに、通いの場などの活動や移動における支援など生活支援体制整備の充実を図ります。

また、介護に関する普及啓発や介護の資格取得に係る費用の助成など、介護人材の育成と確保に向けた取組を引き続き進めます。

北海道医療大学との連携については、包括連携協定に基づき、滝川市立高等看護学院への講師派遣や介護予防などの各種研修事業への支援を継続していただくほか、地域における医療・福祉分野の課題解決に向けた連携の可能性について検討を進めます。

防災については、近年、全国各地で想定を超える規模の豪雨や地震が発生する中で、市民一人一人の防災意識の向上と地域が一丸となって迅速かつ円滑に災害対応することが求められていることから、町内会や学校などでの防災教室・訓練を通じて市民の防災に関する知識や技能の習得を図り、地域における防災力の向上を目指します。

また、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、より実行性のある個別避難計画の作成及び更新を進めます。

第2次計画が最終年度を迎える「滝川市環境基本計画・地域行動計画」については、滝川市環境基本条例に定める環境の保全及び創出についての基本理念に基づき、自然環境や社会情勢の変化を踏まえ、長期的な視点から総合的かつ計画的に環境施策を推進するため、令和8年度から10か年を計画期間として、次期計画を策定します。

次に、「元気で魅力ある産業と、人が集うまち」についてです。

国の交付金見直しなどによる農業情勢の変化を踏まえ、農業所得を確保できるよう水田・畑作各地区に応じた対策を検討するとともに、引き続きバイオ炭の技術検証を行い、脱炭素技術の普及と持続可能な農業の発展に取り組むことで、新たな地域農業の再構築を図ります。

また、後継者対策としては、現在取り組んでいる第三者経営継承制度を継続しつつ、さらなる方策についても検討してまいります。

市内の事業所に就職する若者の経済的負担の軽減や、事業所における人材確保・離職防止を図り、市内の定住につなげるため、市内事業者と連携した奨学金返済支援事業を創設します。

航空宇宙関連産業をはじめとした成長発展が期待される産業の集積を図るため、成長産業集積促進助成事業及び北海道企業立地助成制度と連携した企業立地促進助成事業を創設します。

また、昨年、旧江別乙中学校校舎を活用し、宇宙機用推進系の研究開発拠点「Polaris」を開設したLetara株式会社については、本市を拠点とした宇宙実証に向けた研究開発が本格化することに伴い、今後、安定的な経営基盤を築き、新たな雇用を創出しながら地域に根づいていただくことができるよう、北海道などの関係機関とも連携し支援を行っていきます。

滝川ふれ愛の里については、公共施設として安定的な運営を行えるよう、指定管理者である株式会社滝川振興公社と連携したサービス提供に取り組みます。

スカイスポーツの振興については、全道規模のスカイスポーツイベント「北海道スカイスポーツフェアイン滝川」を公益社団法人北海道スカイスポーツ協会と連携して開催し、夏季イベントの充実を図ります。

また、今後のスカイスポーツの振興を担う人材を育成するため、引き続き地域おこし協力隊員の採用活動を行います。

グライダーを活用した交流・関係人口創出事業については、ワーケーションツアーを引き続き実施し、リピーターの獲得や新たな事業誘致などに取り組むほか、大学グライダー部の合宿誘致や航空業界の方を講師に招聘した市民講座を開催し、新たな交流・関係人口の創出に取り組めます。

観光PR事業については、情報発信効果の高いメディアなどを活用したPRを継続し、交流人口の増加をより市内経済へ波及させるため、年間を通じた集客に向けて取り組みます。

また、観光人材を育成するため新たに採用した地域おこし協力隊員については、一般社団法人たきかわ観光協会などの関係団体と協力した活動を通じて、隊員の新しい発想や個性を生かし、交流人口の増加による経済波及効果の向上を目指します。

次に、「都市と農村が調和し、便利で、快適なまち」についてです。

令和5年度に改定した「滝川市都市計画マスタープラン」に基づき、持続可能なまちづくりを進めるために、用途地域などの見直しや「滝川市都市交通マスタープラン」の改定を行います。

また、住環境の形成については、子育て世帯などのライフスタイルに対応した住環境の整備や支援など、総合的な住宅施策を展開するために「滝川市住生活基本計画」の改定に着手するとともに、市営住宅事業についても、市営住宅などの今後のマネジメント方針を定めるために「滝川市公営住宅等長寿命化計画」の改定に着手します。

市内バス路線の滝川市内線については、これまでの運行事業者による運行が令和6年度末で終了し、令和7年度からは市が主体となり民間事業者に運行管理などを委託し運行します。市民の皆様生活に極力影響がないよう、委託事業者と連携し安全かつ安定的な運行の継続に努めます。

都市公園の再編については「滝川市緑の基本計画」に基づき、地域の実情に応じた利活用や機能確保を基本とした集約を進めるため、松庫公園・西6丁目公園の改修工事を実施します。

令和6年度に策定した「滝川市街路樹管理適正化計画」に基づき危険木や支障木の伐採を進め、街路樹管理の適正化を推進します。

道路整備事業については、安全で円滑な道路交通を確保するため、東町341号線などの道路改良舗装工事や部分改良工事を実施するとともに、近年の地球温暖化の影響により増加している道路の凍上被害に対応するため、緊急自然災害防止対策事業債を活用し、道路の舗装新設工事などを効率的に進めます。

国土強靱化の推進については、自然災害による被害を未然に防ぐため、河川機能の保全に向けた緊急浚渫推進事業を進めるとともに、「滝川市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋の安全性と機能確保のための点検・工事を行い、橋の整備・維持に努めます。

冬期の安全・安心な道路交通網を確保するため、小型ロータリー除雪車2台を更新します。

道路照明については、維持管理経費の縮減及び環境負荷の軽減を図るため、LED灯への更新を計画的に推進します。

空き家等対策については、「滝川市空き家等対策計画」に基づき、著しく保安上危険となるおそれのある特定空き家等の代執行による除去などを行い、引き続き地域住民の生命と財産を守り、生活環境の保全に努めるとともに、空き家等の管理を促進し、適正な管理がされていない空き家等を減らすため、令和6年度に実施した空き家等実態調査を基に所有者などに管理や活用に関する調査を行います。

次に、「効率的な行財政運営等」についてです。

本市の財政運営の最重要事項である滝川市立病院の健全経営については、「滝川市立病院経営強化プラン」に基づく取組を強化します。

貴重な自主財源である市税については、適正な課税客体の把握、正確な税額計算、適正な納税通知を行うだけでなく、納税者への税制度や課税内容について丁寧な説明に努めます。

また、スマホアプリ・インターネットバンキングなどの納付手段の多様化に対応すべく、令和7年度中に市道民税の普通徴収、国民健康保険税を地方税統一QRコードの対象科目に加え、収納の効率化・電子化を図ります。さらに、滞納防止のため、口座振替を推進し納期限内納付を勧め、未納者への滞納処分を積極的に実施することにより、市税収納率のさらなる向上を図ります。

国民健康保険特別会計については、令和12年度の北海道による統一保険料へ向けた市町村間の

算定格差解消の取組や納付金算定方法の改定に対応するほか、収納率の向上や医療費の適正化に努め、国保財政の安定運営に取り組みます。

ふるさと納税については、市内事業者との連携により、本市返礼品の柱であるお米の取扱量をこれまで以上に確保するほか、事業者による新たな返礼品開発を推進するとともに、首都圏を中心としたPR活動などに積極的に取り組み、本市の魅力を発信し、寄附額の向上に努めます。

保健福祉部門の組織強化と市政運営の効率化を図るため、現在の保健福祉部を福祉部と健康こども未来部に再編します。

自治体デジタルトランスフォーメーションの推進については、行政サービスのさらなる向上を目指し、スマートフォンなどからオンライン申請や電子決済などの各種手続きを行うことで、市役所に行かずに手続きが完結する「行かない窓口」の実現を目指します。

また、市役所における業務プロセスや内部事務の効率化を図るため包括的な内部事務システムの見直しを行います。

自治体情報システム標準化・共通化の推進については、市民の利便性向上と行政運営の効率化のため、令和7年度中に国の定める統一的な基準に適合する情報システムへの移行を行います。

以上、市政運営につきまして、私の所信を申し上げます。

市民の皆様、市議会議員の皆様との一層の信頼関係を構築しながら、市民の皆様の思いに応えるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ぜひともお力添えを賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

次に、令和7年度各会計予算案の大綱についてご説明申し上げます。

令和7年度の予算編成に当たり、市立病院の経営状況について、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた国の支援の縮小や、新型コロナウイルス感染症流行前の患者数に戻らないことなどによる収益の減少に加え、物価高や賃上げに伴う経費増が経営を圧迫し、収支改善に向けた全市的な取組が急務となったことから、現在策定を進めている「滝川駅周辺地区再生整備基本計画」に基づく滝川駅周辺地区再生整備事業について、一旦停止するという大きな決断をしました。

そのような中においても、令和7年度は「滝川市総合計画」で目指すまちの将来像の実現に向けた予算として、全国で初となる科学館機能を備えた新しい海洋センターの整備、妊娠期から出生・子育て期まで切れ目のない伴走型支援を行う「こども家庭センター」設置のほか、先般策定した「滝川市こども計画」に基づく施策を推進するための予算を計上するなど、子供の成長と子育て支援体制の充実により重点を置いた予算案としたものであります。

この結果、一般会計245億4,300万円、特別会計94億2,323万円、下水道事業会計支出22億9,600万円、病院事業会計支出87億9,014万円となり、各会計の歳出総額は450億5,237万円で、令和6年度当初予算と比較して、8.1パーセント増、金額では33億6,313万円の増となりました。

次に、会計別の概要を申し上げます。

一般会計におきましては、予算総額を前年度当初予算に対し33億8,100万円増としました。新B&G海洋センター新築工事や道路新設改良事業をはじめとする普通建設事業費を増としたほか、

ふるさと納税寄附金額の予算増に伴う関連経費の増などにより、予算額245億4,300万円で、前年度比16.0パーセントの増となっています。

性質別に見ますと、人件費については、人事院勧告に伴う給与の増額改定などにより、予算額37億3,240万円で、前年度比7.7パーセントの増、物件費は、ふるさと納税経費の増などにより、予算額35億281万円で、前年度比25.5パーセントの増、扶助費は、児童手当の増などにより、予算額39億1,845万円で、前年度比6.8パーセントの増、建設事業費は、新B&G海洋センター新築工事の実施や道路事業の事業費増などにより、予算額19億8,143万円で、前年度比92.7パーセントの増、公債費は、小・中学校空調設備整備事業の償還開始などにより、予算額15億4,135万円で、前年度比8.7パーセントの増となっています。

次に、国民健康保険特別会計におきましては、保険給付費などの減により、予算額42億7,504万円で、前年度比3.3パーセントの減、公営住宅事業特別会計におきましては、工事費の減により、予算額7億3,917万円で、前年度比11.9パーセントの減、介護保険特別会計におきましては、保険事業勘定は、保険給付費などの減により、予算額36億236万円で、前年度比2.5パーセントの減、介護サービス事業勘定は、備品購入費などの増により、予算額1,829万円で、前年度比10.4パーセントの増、介護保険特別会計総体では、予算額36億2,065万円で、前年度比2.4パーセントの減、後期高齢者医療特別会計におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の減により、予算額7億8,837万円で、前年度比0.8パーセントの減、下水道事業会計におきましては、管渠費の委託料の増などにより、支出額22億9,600万円で、前年度比2.6パーセントの増、病院事業会計におきましては、給与費及び減価償却費の増などにより、支出額87億9,014万円で、前年度比3.1パーセントの増となりました。

次に、普通建設事業費の全体予算について、会計ごとにご説明申し上げます。

一般会計では、新B&G海洋センター新築工事7億4,714万円、道路新設改良事業費6億9,217万円、松倉公園ほか改修工事1億4,200万円などを含め、総額で19億8,143万円、公営住宅事業特別会計では、3億5,899万円、下水道事業会計では、2億3,067万円、全体で前年度比46.8パーセント増の25億7,108万円を計上しました。

引き続き、総合計画の基本目標並びに施策に沿って主なものについてご説明申し上げます。

初めに、「安心して子供を育み、学び、笑顔あふれるまち」についてであります。子供の成長と子育て支援体制の充実については、「滝川市こども計画」の実現に向けてこども家庭センターを設置し、妊娠期から出生、子育て期まで切れ目のない伴走型支援を行うため、こども家庭センター設置事業費127万円、子供の健康管理と産後の経済的負担の軽減を図るため、1か月児健診費用助成事業費108万円、一の坂地域子育て支援センターを滝川ふれ愛の里に移転し、子供の一時預かり機能の追加や母親の居心地のよいスペースを整備するため、母親のためのレスパイトケア事業費462万円、地域おこし協力隊員を採用し、「こどもの居場所」や「母親・父親の居場所」など、子育て世代が望む居心地のよい居場所を構築するため、子育て居場所づくり事業費758万円、国が従来行ってきた出産・子育て応援給付金給付事業の見直しにより、令和7年度からの開始を予定している「妊婦のための支援給付」と「妊婦等包括相談支援事業」を一体的に実施し、全ての妊婦

・子育て世帯が安心して出産・子育てできる環境機能を図るため、妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業費１，７２６万円、滝川中央保育所で導入済みの保育ＩＣＴシステムが、保護者の利便性向上や保育士の負担軽減により保育の充実が認められたことから、滝川市社会福祉事業団が運営する保育所へ導入の支援を行うため、保育ＩＣＴシステム導入補助事業費３３０万円、花月地区児童センターの運営を民間事業者へ委託し、児童館や学童クラブの安定経営に向けた効果を検証するほか、利用児童数の増加により手狭となっていた東地区放課後児童クラブの２階利用の開始、学童クラブにおける保護者との連携強化を目指したＩＣＴシステムの導入などの環境整備を行うため、児童館、学童クラブの民間委託化事業費１，５００万円、東地区放課後児童クラブ２階利用に係る開設事業費１１６万円、児童館等空調設備設置工事費４０６万円、学童クラブＩＣＴシステム導入事業費４０５万円、妊娠期や産後の女性の骨疾患の軽減及び骨粗鬆症予防を目的として、骨骨骨活！女性の骨検診の費用助成事業費６万円、子供たちの健やかな成長とさらなる健康の保持・増進を図るため、子ども医療費助成事業費１億９，１４２万円、食材費上昇分を公費負担し、学校給食費の保護者負担額を据え置くため、学校給食の食材費高騰対策事業費２，１７６万円、子育て世帯などの住宅取得に伴う費用を支援することで定住を促進するとともに、地域経済の活性化を図るため、住宅新築・改修促進事業費２，８１１万円、産後健診費用の助成による経済的支援を行うほか、心身のケアや育児のサポートなどの産後ケア事業項目の増加によるきめ細やかで切れ目のない支援を行うため、産後ケア・産婦健康診査事業費１８１万円、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できる環境を確保するため、妊婦健康診査支援事業費１，６００万円、結婚から妊娠、出産、育児、子育てまで、切れ目のない支援を推進するため、結婚活動支援事業費５２万円を計上しました。

学校教育の充実については、生徒の健康と教育環境を守るため、滝川西高等学校空調設備設置工事費１億６，７７１万円、生徒の学習環境改善と脱炭素化に向けた取組を推進するため、滝川西高等学校照明ＬＥＤ化改修工事費７，２２０万円、令和６年度に策定した基本計画に基づき、滝川第一小学校の建て替えに向けた基本計画の策定に着手するため、新小学校基本計画策定事業費９９７万円、小・中学校の不登校児童生徒に対して、「居場所」「コミュニケーションの機会」「学習できる環境」を提供するため、不登校児童生徒支援メタバース事業費５１万円、小・中学校の校内ネットワーク通信環境の改善に取り組むとともに、ＧＩＧＡスクール構想において整備した児童生徒用端末を更新するため、ＧＩＧＡスクールネットワーク環境改善・端末更新事業費４，１０４万円、中学校の部活動の円滑な地域移行に向けて、拠点校方式による合同部活動を実施する学校に部活動指導員の配置を予定するとともに、休日部活動に協力いただく外部指導者に対して謝礼金を支出するため、部活動の地域移行事業費６０万円、自校調理方式である江部乙小学校の給食提供体制を、西小学校共同調理場を親とした親子方式へ変更するため、学校給食提供体制整備事業費３０９万円、修学機会の拡大と滝川市内の就職を促進するほか、開学５０周年を見据えたさらなる連携強化を図るため、國學院大學北海道短期大学部連携事業補助金３２０万円、國學院大學北海道短期大学部修学応援補助金１，１５５万円、國學院大學北海道短期大学部プロモーション強化事業費４００万円、國學院大學北海道短期大学部将来に向けたまちづくりへの波及効果等調査分析事業費８１３万円を

計上しました。

生涯学習・文化芸術・スポーツ環境づくりについては、令和8年度のオープンに向けて、施設の建設工事に着手するとともに、民間企業などと連携して先進的なプログラム開発の検討を進めるため、新しい海洋センター整備事業費8億4,451万円、未来を担うたきかわのこどもたちに生きる力を育むための学習機会を提供するため、たきかわっ子ワクワクまなびプログラム事業費1,000万円、地域おこし協力隊員を採用し、市内の文化芸術活動の活性化を目指すため、文化・芸術活動コーディネーター採用事業費669万円、滝の川市民プール「水夢」の廃止に伴い、市内小学校全児童が代替施設であるスコーレ滝川のプールを無償で利用できるよう、滝の野川市民プール「水夢」廃止・スコーレ滝川活用事業費50万円、災害時の撤去及び復旧作業をより即応的に実施できる管理棟及びトイレに更新するため、パークゴルフ管理棟等購入事業費935万円を計上しました。

次に、「健康で、優しく、安全に暮らせるまち」についてです。

保健・医療環境の実施については、令和7年4月から带状疱疹ワクチンが定期接種化されることに伴い、接種対象者の接種費用の半額を公費負担するため、带状疱疹ワクチン定期接種化事業費1,827万円、がんに関する正しい健康意識の普及啓発を図るとともに、検診の受診促進を図るため、乳がん検診無料クーポン配布事業費54万円、認知症予防を兼ねた脳ドック費用の一部を助成するため、脳ドック費用助成事業費294万円を計上しました。

地域福祉・自立支援体制の充実については、介護人材の育成と確保を推進するため、介護職員の資格取得費用支援事業費60万円を計上しました。

市民生活の安全確保については、119番通報の受付から各種災害対応完了までの消防業務について一括して情報処理などを行う「高機能指令台システム」及び現場活動時の連絡を行う「消防救急デジタル無線設備」を更新するため、高機能指令台システム等更新事業負担金3億273万円、災害時に自ら避難することが困難な支援対象者の名簿情報を管理するシステムを更新するため、避難行動要支援者システム更新事業費194万円、ヒグマ対策体制を強化するとともに、ハンターの担い手不足を解消するため、ヒグマ対策事業費173万円、街路灯の長寿命化及び経費の節減を推進するため、街路灯工事補助金、816万円を計上しました。

コミュニティ活動の支援については、多文化共生社会の理解促進活動や外国人在住者の生活支援を行うため、外国青年招致事業費1,445万円を計上しました。

環境への配慮については、自然環境や社会情勢の変化を踏まえ、長期的な視点から総合的かつ計画的に環境施策を推進するため、滝川市環境基本計画・地域行動計画策定事業費83万円を計上しました。

次に、「元気で魅力ある産業と、人が集うまち」についてです。

農業の振興については、丸加山周辺一帯の林道環境整備を実施するため、林業用作業機械購入事業費500万円、地域おこし協力隊員による農業の第三者経営継承を推進し、将来の担い手確保につなげるため、新規就農支援対策事業費1,100万円、農地・水路・農道などの地域資源の適切な保全管理を行う地域組織の活動を支援するため、多面的機能支払交付金1億4,192万円を計

上しました。

力強い産業の創出については、市内の事業所に就職する若者の経済的負担の軽減や、事業所における人材確保・離職防止を図り、市内の定住につなげるため、奨学金返済支援事業費60万円、成長発展が期待される航空宇宙関連産業の集積を図るため、成長産業集積促進助成事業費300万円、地域おこし協力隊員が取り組む滝川クラフトビールの醸造技術取得や普及拡大活動を支援し、認知度の向上とブランド化を図るため、滝川クラフトビール普及拡大事業費549万円を計上しました。

豊かな資源を生かした外客誘致、交流人口の拡大については、滝川ふれ愛の里の安定的な運営を行うため、滝川ふれ愛の里管理運営事業費6,729万円、新たな交流・関係人口を創出するため、グライダーを活用した交流・関係人口創出事業費460万円、情報発信効果の高いメディアなどを活用したPRを継続し、交流人口の増加をより市内経済へ波及させるため、観光情報PR事業費324万円、地域の優れた観光資源を生かした魅力的なイベントなどの企画・運営の担い手を育成するため、地域おこし協力隊員の活動を支援し、交流人口の拡大や地域ブランドの向上に取り組むため、観光人材育成事業費550万円、イベントなどの観光事業を推進し、観光客数の増加を図るため、たきかわ観光協会補助金1,045万円を計上しました。

次に、「都市と農村が調和し、便利で、快適なまち」についてです。

コンパクトな都市形成については、「滝川市都市計画マスタープラン」に基づき、持続可能なまちづくりを進めるため、都市計画の見直し644万円、滝川市都市交通マスタープラン改定事業費691万円、子育て世帯などのライフスタイルに対応した住環境の整備や支援など、総合的な住宅施策を展開するため「滝川市住生活基本計画」の改定に着手するほか、市営住宅などの今後のマネジメント方針を定めた「滝川市公営住宅等長寿命化計画」の改定に着手するため、滝川市住生活基本計画・滝川市公営住宅等長寿命化計画改定事業費930万円を計上しました。

地域公共交通の維持については、滝川市内線を、事業者協力型自家有償旅客運送として市が主体となり民間事業者へ委託し運行するため、滝川市内線運行事業費3,637万円を計上しました。

公共施設・インフラの適正管理については、市内経済の状況を考慮し、地域経済への波及効果の高い公共事業を実施するため、普通建設事業費25億7,108万円、生活道路における未改良路線などの舗装補修に集中的に取り組み、道路交通の安全確保に努めるため、生活道路舗装補修事業費3,800万円、冬期の気温上昇により道路の舗装内に水が浸入し、凍結融解が繰り返されることによって生じる凍上被害の対策として、道路の舗装修繕工事の充実・強化を図るため、凍上被害補修事業費1億5,000万円、近年相次ぐ異常気象による河川氾濫を未然に防ぐため、緊急浚渫推進事業費1,500万円、冬期の安全・安心な道路交通網の確保に必要なロータリー除雪車2台を更新するため、除雪機械整備事業費6,247万円、維持管理経費の縮減及び環境負荷の軽減を図るため、道路照明LED化事業費6,600万円を計上しました。

住環境の整備については、令和6年度に実施した空き家等実態調査に基づき、所有者などに対して管理や活用に関する調査を行うため、空き家等所有者等意向調査事業費32万円、子育て世帯などの住宅取得に伴う費用を支援することで定住を促進するとともに、地域経済の活性化を図るため、住宅新築・改修促進事業費2,811万円を計上しました。

次に、「効率的な行財政運営によるまちづくり」についてです。

財政健全化の推進については、本市の財政運営の最重要事項と位置づけている滝川市立病院の健全経営に向けて、「滝川市立病院経営強化プラン」に基づく取組を強化するため、滝川市立病院経営強化プラン実施支援事業費2,068万円を計上しました。

自治体DXの推進については、行政サービスのさらなる向上と市役所における業務の効率化を目指し、自治体DX推進事業費1,457万円、システム標準化事業費2億8,969万円、内部事務統合システム導入事業費2,588万円を計上しました。

市史編さん事業については、既刊の市史の電子化及び新たな市史の制作を進めるため、市史編さん事業費554万円を計上しました。

普通財産建物点検等委託事業については、老朽化した普通財産建物を安全に管理するため、普通財産建物点検等委託事業費667万円を計上しました。

公共施設改修事業については、「滝川市公共施設個別施設計画前期計画」に基づき、持続可能な公共施設運営を行うため、公共施設改修事業費1億1,336万円を計上しました。

第三セクターの経営健全化については、第三セクターの経営改善を促進するとともに、安定的な経営を支援するため、滝川振興公社貸付金5億9,900万円を計上しました。

次に、これらに見合う令和7年度一般会計歳入の主なものについてであります。

市税について、令和6年度の実績見込み及び令和7年度の地方財政計画を勘案し、法人市民税、固定資産税、軽自動車税及び都市計画税については対前年度当初予算比増額を、市たばこ税については減額を見込みました。

また、個人市民税については、定額減税が一部の方を除きおおむね終了することから大幅に増額を見込みました。

収納率については、現年度分99.1パーセント、滞納繰越分6.6パーセント、合わせて90.4パーセントを確保する予算としたところ、市税全体では、対前年2億2,830万円増の44億268万円、地方交付税については、普通交付税、特別交付税を合わせて、対前年1億7,101万円増の74億9,473万円、ふるさと納税による寄附金については、令和6年度実績見込みを踏まえて、対前年10億円増の15億円、その他の歳入としまして、国庫支出金36億6,302万円、道支出金13億7,659万円、市債11億2,350万円を計上しました。

基金繰入金については、対前年10億9,823万円増の14億7,528万円を計上しております。

以上、令和7年度の各会計予算案の大綱について、申し上げます。

厳しい財政運営の中にありますが、予算計上に当たっては、将来にわたり市民の皆様が安心して暮らせるまちの実現に向けた取組に十分配慮したところであります。

市民の皆様、市議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、慎重なるご審議と適切なるご決定いただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

なお、誤読、数字の読み違いなどがございましたら、お手元にお配りしております文書が正しいものでございます。ご了承賜りますようお願い申し上げます、私からの市政執行方針及び予算大

綱の説明といたします。

○議 長 次に、教育行政執行方針の説明を求めます。教育長。

○教 育 長 令和7年度の教育行政の基本的な考えと重点施策について申し上げます。

人口減少や少子化の進行、デジタル技術の高度化など、社会情勢が急速に変化し、従来の知識や経験のみでは将来を見通すことが難しい時代を迎えています。

このような時代にあっても、子供たちが社会の変化に受け身で対応するのではなく、積極的に向き合い、主体的に課題を解決する学びの深化を通してよりよい社会を切り開いていけるよう、学校教育を通じてそのために必要な資質・能力を育んでいくことが重要です。

また、人生100年時代と言われ、より多様で豊かな生き方・暮らし方が志向されている中、多くの市民が生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得や学び直し、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進など、生涯にわたって生き生きと学び続けることができる環境づくりが求められています。

教育委員会といたしましては、滝川市教育大綱の基本理念である「未来を切り拓く自立型人材の育成」と「誰もが学び続けることができる共生社会の実現」を目指し、学校関係者や市民の皆様と連携・協働し、豊かな教育の実現を目指して教育行政を推進してまいります。

初めに、学校教育について申し上げます。

学力向上については、小・中学校全校における「A Iドリル」の活用や、中学校区内の小・中学校が連携する校区一斉家庭学習週間の実施により、基礎・基本の定着と家庭学習の習慣化を図り、個別最適な学びを一層充実させます。

子供たちが生涯にわたって主体的に学び続ける力を身につけられるよう、「問題発見・解決能力」「言語能力」「情報活用能力」を育成します。その上で、一人一人の子供を主語にした授業を実現し、新しい時代に必要となる資質・能力を着実に育みます。

少人数指導や習熟度別指導を効果的に進めるため、学びサポーターなどのスタッフを配置するほか、「ICT活用実践事例集」や「ICTスキル体系表」に基づき児童生徒用端末を活用することで、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に推進します。さらに、ICTを活用した授業改善を進めるため、北海道教育委員会の「新しいかたちの学びの授業力向上推進事業」の推進教員が他校への訪問や支援を行うことで、市内全体で学習環境の向上を目指します。

外国語を使ったコミュニケーション能力の向上を目指して、外国語指導助手による授業支援やオンライン個別学習「ALT英会話学習」を通じて、児童生徒がネイティブの外国語に触れる機会を提供します。また、「英検ESG」や「英検IBA」を活用し、英語の4技能をバランスよく育成します。さらに、小学校の英語担当教員の指導力の向上を目指し、ALT活用運営会議での実践交流や英語専科教員の授業参観等を実施し、授業改善を支援します。

総合的な学習の時間では、自ら課題を見つけ、解決していく探究的な学習を取り入れ、自己の生き方を考えるための資質や能力を育みます。また、小学校の農業体験や中学校の職場体験活動を通して、勤労観や職業観の醸成に努めます。

いじめ防止対策として、SNS上でのいじめが全国的に増加していることを踏まえ、各学校のい

じめ対策組織を強化し、いじめ防止専門委員会やいじめ問題対策連絡協議会の専門的な知見を取り入れて未然防止に取り組むとともに、いじめ見逃しゼロを徹底し、早期発見・早期対応を行います。さらに、子供たちがいじめ問題を主体的に考えるための「絆づくり成果交流会」を開催し、校区ごとの協議で児童会・生徒会によるいじめ撲滅に向けた活動を共有し、小・中学校が連携して行う「いじめを絶対に許さない学校づくり」を支援します。

また、学校において「スマホ安全教室」などの情報モラル教育を小学校段階から計画的に実施し、子供たちがインターネットを通じたトラブルから自分や他人を守り、安全・安心にインターネットを活用できるよう支援します。

不登校対策としては、誰一人取り残されない学びの保障に向けて、不登校の児童生徒全員に学びの場を確保し、学びたいときに学べる環境を整えます。その一環として、適応指導教室における学習指導や体験活動を通じて社会的自立を支援するとともに、各校に設けられた校内教育支援センターの運営を支援します。また、対面でのコミュニケーションが苦手な児童生徒への支援として、オンラインでの学習などが可能な北海道教育委員会の「ほっかいどうメタ★キャンパス」を活用します。不登校の未然防止に向けては、心の小さなＳＯＳを見逃さない取組を推進し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した組織的な早期支援を進めます。また、不登校の子供を持つ保護者が一人で悩みを抱え込まないよう、オンラインで教育相談ができる仕組みづくりなど、相談窓口の整備を進めます。

道徳教育の推進においては、子供たちの豊かな情操や道徳性を育むことを目的とし、教師が進める授業から、児童生徒が主体的に「考え、議論する道徳」へと質的転換を図るために、外部講師を招いた教職員向け研修会を開催します。

体力向上については、体育エキスパート教員によるスポーツへの興味・関心や運動意欲を高める取組を、教職員研修会の実施や巡回指導を通じて市内全体に広げ、授業改善を進めます。また、陸上教室やアダプテッドスポーツの実施など社会教育との連携による運動の機会を創出します。

特別支援教育については、教育支援委員会による教育相談により、一人一人の障がいの状況に応じたきめ細かなニーズを把握しながら、個別の「指導計画」、「教育支援計画」を活用し、福祉部局と連携して幼児期から一貫した支援を行うほか、市内における通級指導教室の拡充を推進します。

幼小接続や小中連携を含む校種間連携については、子供の育ちと学びをつなぐため、市内の幼稚園、保育所、小学校、中学校間の連携体制を強化いたします。具体的には、５歳児から小学校１年生の２年間をつなぐ「架け橋期カリキュラム」の作成に向けた取組を推進します。また、義務教育の９年間において、児童生徒が主体的に学び続けられるよう、中学校区内の小・中学校が校種間の学びのつながりを意識した授業づくりを行うなど、教育内容や指導方法を工夫する取組を支援します。

地域と学校の連携・協働については、地域ぐるみで子供たちの豊かな成長を支えるため、コミュニティ・スクールにおいて、各中学校区ごとの学校運営協議会の活動の支援と、地域ボランティアの方による学習支援事業を実施します。

部活動の地域展開については、拠点校部活動や休日の部活動における外部指導者の活用などに取り組みほか、学校、保護者、市内関係団体等との情報共有、種目ごとの協議等を経て、地域の活動へ展開するための準備を進めます。

教職員の働き方改革については、「教職員業務改善推進プラン」に基づき、学校と保護者の連絡用アプリケーションなどＩＣＴの活用による校務効率化や、押印の見直しなど事務の効率化、部活動の地域展開の推進などにより、教職員の負担軽減や長時間勤務の解消に努めます。

小・中学校の適正配置については、保護者や地域住民の意見を踏まえながら、現行の「第２期滝川市小・中学校適正配置計画」の見直しを行います。また、見直しを踏まえ、滝川第一小学校の建て替えについて、基本計画の策定に着手いたします。

市内の高等学校の適正規模については、北海道教育委員会が策定する公立高等学校配置計画を踏まえ、市民会議において関係者の意見を取りまとめ、検討します。

学校施設改修については、引き続き、施設の安全点検を定期的に行うとともに、主な大規模改修として、江陵中学校及び滝川西高等学校において、照明器具のＬＥＤ化工事を実施します。

学校給食については、給食提供体制の効率化のため、自校調理方式である江部乙小学校の給食調理を、西小学校共同調理場を親とした親子方式へ変更します。

ＩＣＴ教育環境については、ＧＩＧＡスクール構想において整備した児童生徒用端末を全て更新するとともに、今後、学習用途のネットワーク通信量のさらなる増加が見込まれるため、同時に多数の児童生徒がアクセスしても支障が生じないように、校内ネットワーク通信環境の改善を行います。英語教育・国際理解教育については、引き続き２名の外国語指導助手を配置し、日常英会話をはじめとしたコミュニケーション能力の向上を図るとともに、姉妹校であるアメリカ・ロングメドール高校や交流提携校であるスウェーデン・ヴィトフェルスカ高校との交流事業を実施し、グローバル社会に適応できる人材を育成します。

キャリア教育については、生徒が主体的に課題を選択し、情報収集や研究活動で探求を深める「課題研究」を通して、将来に役立つスキルや思考力を養うほか、インターンシップによる職業体験の実施や地元企業の魅力やＳＤＧｓの取組を学び、地域での就職に結びつける「地元企業ガイダンス」を開催するなど、生徒が希望する進路の実現を図ります。

次に、社会教育について申し上げます。

地域の力を利用して子供たちの「生きる力」を育むため、青少年育成会が取り組む、自然やスポーツ、産業など各地域の特徴を生かした体験事業を支援します。

子供たちのインターネットトラブルを未然に防ぐため、小・中学校と連携した取組に加え、乳幼児から就学時までの保護者を対象とした講話、テキストなどの啓発資料の発行など、地域や企業、学校と連携を図りながら、年齢や環境に合わせた情報モラル教育を強化します。

文化芸術活動の振興については、ノウハウとネットワークを有する地域おこし協力隊員を採用し、市内文化団体への支援や担い手の育成、文化芸術に関する鑑賞や体験事業に取り組みます。

子供たちが身近に文化芸術と触れる機会として、学校にプロの演奏家や、伝統芸能活動を行っている市民団体を派遣し、鑑賞や演奏体験等を行うアウトリーチ事業を実施します。

市民の自主的な文化芸術活動と交流を支援するため、滝川市民交流プラザの機能を引き続き維持するとともに、空知管内の公共ホールを利用した場合の施設使用料等を一部助成する「空知管内公共ホール使用料等補助金」を継続します。

美術自然史館については、収蔵する美術作品や市民の作品等を鑑賞できる機会を提供するほか、市内の教育機関など地域と密着した企画展を開催し、市民の芸術文化活動を支えます。

また、特別展「戦後８０年 たきかわ戦争の記憶」では、戦時下のまちの様子を記録した写真や資料等を展示するなど、当時の滝川を振り返り、戦後８０年の平和について考える機会を創出します。

こども科学館については、子供たちの知的好奇心を満たす「月イチリカ室」の開催のほか、学芸員や指導員によるものモノづくり体験や科学実験、郷土学習の出前講座「おでかけミュージアム」を継続的に実施し、子供も大人も「楽しみながら学ぶ環境」づくりを推進します。

STEAM教育の一環として、新しい海洋センターにおいて、子供たちの創造力や論理的思考を育成するため、教育機関や民間企業と連携し、教科等横断的かつ探究的な学習となる「ものづくり体験」や「プログラミング」などの学習プログラムをこども科学館で試行し、検証を行います。

図書館については、「生きる力を育む『たきかわっ子』ワクワクまなびプログラム」を通じて、子供たちの主体的かつ探究的な学習を支援するための図書の充実を図るほか、郷土の魅力を伝え、地域を支える人材を育成するため、社会教育施設や地域の企業、団体と連携し、職業体験を交えた「調べる学習体験講座」を開催します。

また、郷土の歴史や文化を伝承するため、展示「写真でふり返る～ふるさとあの場所、いま・むかし～」を開催し、ふるさと滝川の発展や変遷を学ぶ郷土学習に取り組みます。

スポーツの振興については、障がいの有無や性別、年齢を超えて、全ての人がスポーツや文化を共有できるアダプテッドスポーツの出前講座を継続実施し、共生社会に対する意識の向上を図ります。

石狩川河川敷パークゴルフ場については、災害対策を踏まえ、撤去及び復旧作業を速やかに行うことができる管理棟及びトイレに更新いたします。

教育委員会といたしましては、ふるさと滝川の未来の創り手となる「たきかわっ子」の育成と、自ら学び成長を続ける生涯学習の環境づくりに取り組み、市民一人一人が郷土の歴史と文化に誇りと愛着を持ち、心豊かに暮らすことができるよう各種教育施策の充実に努めてまいります。

以上、令和７年度の教育行政執行方針を申し上げます。

市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、誤読などがございましたら、お手元にお配りしております文書が正しいものでございますので、ご了承賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 議案第１３号、第２２号及び第２６号の説明を求めます。保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 それでは、ただいま上程されました議案第１３号 滝川市こども家庭センター条例についてご説明申し上げます。

児童福祉法等の一部を改正する法律が令和４年６月１５日に公布、令和６年４月１日から施行さ

れ、市町村は児童、妊産婦の福祉、母性、乳児、幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を一体的に行うこども家庭センターの設置に努めるとされております。本条例は、この改正法の趣旨に沿い、当市において新たにこども家庭センターを設置するため、制定したいとするものです。

第1条で、設置の目的を規定しており、改正法の趣旨に沿い、児童及び妊産婦の福祉並びに母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を一体的に行うためとしてございます。

第2条で、センターの名称を滝川市こども家庭センター、その位置を記載のとおり規定しております。

第3条、センターで行う業務及び事業を定めており、児童福祉法、母子保健法で規定する業務及び事業、その他設置目的を達成するために必要な業務及び事業としております。

第4条では、センターに配置する職員について規定しており、センター長、統括支援員、その他必要な職員とし、センター長は統括支援員を兼ねることができるとしております。

第5条では、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることとしております。

附則として、この条例の施行期日を令和7年4月1日とするものです。

以上、議案第13号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第22号 滝川市地域子育て支援センター条例及び滝川ふれ愛の里条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、令和7年度より一の坂地域子育て支援センターの機能を滝川ふれ愛の里内に移転し、一時預かり事業を開始するとともに、滝川ふれ愛の里内の遊休スペースを活用し、新たな子育て支援事業として母親の育児負担の軽減を目的としたレスパイトケア事業を複合的に実施するため、改正したいとするものです。

改正内容につきましては、次のページ、参考資料、新旧対照表によりご説明申し上げます。まず、滝川市地域子育て支援センター条例の一部改正については、移転に伴い、名称を一の坂地域子育て支援センターからふれ愛の里地域子育て支援センターとし、位置についても併せて改正するものです。

次に、滝川ふれ愛の里条例の一部改正につきましては、別表、利用料金設定基準においてふれ愛の里2階にございます和室研修室1、2の料金を設定しておりましたが、このスペースにおいてレスパイトケア事業を展開してまいりたいことから、改正後の表のとおり、和室研修室の料金設定を削除したいとするものです。

附則として、いずれも令和7年7月1日施行とするものです。

以上、議案第22号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第26号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

この議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものです。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は滝川市中地区児童センター、所在地は記載のとおりでございます。指定管理者となるべき団体は、中地区コミュニティセンター運営委員会、代表者

は会長の酒井祝雄氏でございます。指定期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間でございます。

選定方法につきましては、地域との結びつきが強い地域密着型の施設であることから、滝川市指定管理者制度運用方針に基づき、非公募により選定してございます。

以上、議案第26号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 議案第15号、第16号、第18号及び第19号の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは、ただいま上程されました議案第15号 滝川市部設置条例及び滝川市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例の制定の趣旨につきましては、機構の改善を図ることにより市政を効率的に執行するため、現在の保健福祉部を福祉部と健康こども未来部に再編し、保健福祉部門の組織強化及び効率化を図りたいとするものです。改正の背景としましては、令和7年度から新たにこども家庭センターを設置し、妊娠期から出生、子育て期までの母子保健、子育て支援に関し、1つの組織による分野を横断した切れ目のない伴走型の支援を行う予定であることから、その機構を明確にし、組織体制の充実、子供施策の一層の推進を図りたいとするものです。

改正の内容につきましては、議案第15号参考資料、新旧対照表を御覧ください。まず、滝川市部設置条例の一部改正、第1条関係ですが、現在の保健福祉部の再編に伴い、第1条第3号の「保健福祉部」を「福祉部」に改め、その事務分掌は、ア、社会福祉に関すること、イ、介護保険に関することとし、同条第4号として健康こども未来部を追加し、その事務分掌として、ア、こども子育てに関すること、イ、保健及び健康増進に関することを定め、第4号以降について順次号の繰下げを行うものです。

次に、滝川市福祉事務所設置条例の一部改正、第2条関係ですが、保健福祉部の再編に伴う文言整理となっております。

最後に、1ページから2ページにかけての附則ですが、第1項は、この条例は、令和7年4月1日から施行したいとするもの、第2項は、滝川市子ども・子育て会議条例の一部改正で、同条例第8条にある保健福祉部子育て応援課を滝川市部設置条例の改正に伴い、健康こども未来部子育て応援課に改めたいとするものです。

以上、議案第15号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第16号 滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例の制定の趣旨につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が令和7年4月1日から施行されることに伴い、育児を行う職員の超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化及び所要の文言整理を行うため、条例を改正したいとするものです。

改正の内容につきましては、議案第16号参考資料、新旧対照表を御覧ください。最初に、滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、第1条関係ですが、第9条は、育児又は介護

を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規定ですが、第2項は、超過勤務の免除の対象となる子の範囲について、「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大するための改正。

第4項は第2項の改正に伴う文言整理です。

次に、2ページですが、第16条第1項は、新設する第16条の3において略称を使用するための改正。

第16条の3は、法改正を踏まえ、任命権者は、職員が当該任命権者に対し、対象家族が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に介護両立支援制度等その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求または申出に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならないとする意向確認等についての規定を、第16条の4は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするための措置を講じなければならないとする勤務環境の整備に関する措置についての規定を追加するものです。

次に、3ページの職員の育児休業等に関する条例の一部改正、第2条関係ですが、第19条第3項は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正により、同法の適用について、地方公務員に関する特例として第61条の2の規定が追加されたことに伴い、文言整理を行いたいとするものです。

最後に、附則ですが、第1項は、この条例は、附則第2項の規定を除き、改正法の施行日である令和7年4月1日から施行し、附則第2項の規定は、公布の日から施行したいとするもの。

第2項は、この条例による改正後の滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条第2項の規定による請求を行おうとする職員については、この条例の公布の日となる令和7年4月1日前においても令和7年4月1日以降の超過勤務の免除の申請を行うことができることとするための経過措置を設けたいとするものです。

以上、議案第16号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第18号 一般職の職員の給与に関する条例及び滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例の制定の趣旨につきましては、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定のうち、令和7年4月1日から施行される一般職の職員の給料表、扶養手当、通勤手当等の改定等の改正を行いたいとするものです。

改正の内容につきましては、議案第18号参考資料、新旧対照表を御覧ください。最初に、一般職の職員の給与に関する条例、第1条関係ですが、第4条第3項は、新たに諸手当として管理職員特別勤務手当を追加するための改正です。

次に、1ページから2ページにかけての第16条から第20条までは、扶養手当について配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額を1万3,000円とするとともに、扶養手当の支給に関し必要な事項を別に市長が定めることとするための改正です。

次に、3ページを御覧ください。第22条は、住居手当について、配偶者に係る扶養手当の廃止に伴う文言整理です。

次に、3 ページから 5 ページにかけての第 2 3 条は、通勤手当について、通勤手当の支給月額の上限額を 1 か月当たり 1 5 万円とするとともに、新幹線、鉄道等に係る特例について新たに給料表の適用を受ける職員となった者を手当の支給対象とするための改正です。

第 2 3 条の 2 は、単身赴任手当について、新たに給料表の適用を受ける職員となった者を手当の支給対象とするための改正です。

次に、5 ページから 6 ページにかけての第 3 1 条の 2 は、管理職員特別勤務手当として新たに規定するもので、管理または監督の地位にある職員のうち、別に市長が定める職員が週休日等に処理することを要することが明白な臨時または緊急性を有する業務のための勤務、または週休日等以外の日の午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に処理することを要することが明白な臨時または緊急性を有する業務のために勤務に従事したときに、1 万 2, 0 0 0 円または 6, 0 0 0 円を超えない範囲内の額を支給する規定を追加するものです。

次に、第 3 4 条は、期末手当に係る支給割合について、6 月期及び 1 2 月期それぞれ、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員にあっては 1 0 0 分の 1 2 5 に、定年前再任用短時間勤務職員にあっては 1 0 0 分の 7 0 にするための改正です。

第 3 6 条は、勤勉手当に係る支給割合について、6 月期及び 1 2 月期それぞれ、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員にあっては 1 0 0 分の 1 0 5 に、定年前再任用短時間勤務職員にあっては 1 0 0 分の 5 0 にするための改正です。

次に、7 ページを御覧ください。第 3 7 条は、定年前再任用短時間勤務職員を新たに寒冷地手当の支給対象職員とするための改正です。

第 3 7 条の 2 は、定年前再任用短時間勤務職員を新たに住居手当及び寒冷地手当の支給対象職員とすることに伴う文言整理です。

次に、滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正、第 2 条関係ですが、第 1 5 条及び第 1 5 条の 2 並びに 8 ページから 9 ページにかけての第 2 6 条及び第 2 6 条の 2 は、フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員に係る期末手当の支給割合の上限割合について、6 月期及び 1 2 月期それぞれ 1 0 0 分の 1 2 5 を超えない範囲内で規則で定める割合に、勤勉手当の支給割合の上限割合については 6 月期及び 1 2 月期それぞれ 1 0 0 分の 1 0 5 を超えない範囲内で規則で定める割合にするための改正です。

最後に、附則ですが、第 1 項は、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとするもの。

第 2 項は、令和 7 年 4 月 1 日の前日において一般職の給与に関する条例別表第 1、別表第 2、別表第 4 及び別表第 5 の給料表の適用を受けていた職員に係る号給の切替えについて附則別表に基づき、行うこと。

第 3 項は、令和 7 年 4 月 1 日前に職務の級を異にする異動した職員等に係る号給について必要な調整を行うことができること。

9 ページから 1 0 ページの第 4 項は、令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における改正後の一般職の給与に関する条例の扶養手当に関する経過措置として、令和 7 年度についてはこれまで同様に配偶者を支給対象とし、その扶養手当の額は 3, 0 0 0 円に、また子に係る扶養手当は 1 万 1, 5 0 0 円

とするもの。

第5項は、改正後の一般職の給与に関する条例の通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置として、切替え日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用することとするもの。

第6項は、地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の附則第12条、第13条及び第15条について、これらの条で引用している地方公務員法の一部を改正する法律附則第9条第2項の暫定再任用職員の定義が削除され、同条第3項から第7項までを1項ずつ繰り上げるとともに、繰上げ後の同条第6項に暫定再任用職員の定義が追加されたことに伴う文言整理であります。

11ページから24ページにかけては、国の改定に準じて第1条で改める別表第1、別表第2、別表第4及び別表第5の各給料表の新旧対照表です。

以上、議案第18号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第19号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例の制定の趣旨につきましては、国家公務員等の旅費の支給に関する法律の一部を改正する法律が令和6年5月15日に、関係政省令もその後順次公布され、これらの改正法等が令和7年4月1日から施行されることを踏まえ、宿泊料についてこれまでの定額支給から上限額を定めた実費額により支給するため、条例を改正したいとするものです。

改正の内容につきましては、議案第19号参考資料、新旧対照表を御覧ください。第6条第7項は、宿泊料について定額支給方式から上限付実費支給方式に改めるための改正で、第20条の額を上限として実費額により支給することとし、ただし改正後の宿泊料の上限額以内で宿泊できない場合であっても、別に市長が定める一定の条件下においては宿泊料の上限額を超えて実費額を支給することを可能にするための改正です。

同条第10項は、宿泊料の改正に伴い、着後手当の額について第23条で規定する額を支給するための改正です。

第10条は、宿泊料を上限付実費支給方式に改めることに伴う文言整理です。

第20条は、宿泊料の額については別表第1の宿泊料の範囲内の実費によるものとし、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により市内に宿泊する場合についても現行の運用を踏まえ、同様に支給するための改正です。

第23条は、宿泊料を上限付実費支給方式に改めることに伴う文言整理です。

次に、2ページをお開きください。別表第1は、内国旅費額表のうち、宿泊料について、現行、甲地方と乙地方に区分し、かつ市長を1級、副市長等の特別職を2級、その他の職員を3級から5級に分類し、支給する宿泊料の額に差を設けていましたが、改正後は実費支給の観点から、北海道外と北海道内の区分のみを設け、級別区分による宿泊料の上限額は同一とし、固定宿泊施設に宿泊しない場合の取扱い、現行の運用を踏まえ、北海道内に宿泊したものとみなすための改正です。

最後に、附則ですが、第1項は、この条例は令和7年4月1日から施行したいとするもの。

第2項は、経過措置として、この条例による改正後の職員等の旅費に関する条例の規定は、令和

7年4月1日以降に出発する旅行から適用し、それ以前に出発した旅行については、なお従前の例によることとするものです。

以上、議案第19号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 議案第17号及び第25号の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 議案第17号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

ヒグマ対策の体制整備を目的として、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、令和6年4月1日に滝川市鳥獣被害対策実施隊を設置し、民間からの有技術者を鳥獣被害対策実施隊に任命いたしました。令和7年度からは、ヒグマの行動が活発になると言われる主に早朝と夕方に行う警戒パトロールなどを実施隊員の業務に追加することを検討しており、同日中に複数回従事することが見込まれることから、現在支給区分を日額とする報酬を業務に即した支給区分に変更するため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正したいとするものです。

変更内容につきまして新旧対照表により説明しますので、参考資料1ページ目をお開きください。第3条第1項につきましては、報酬の支給区分に新たに1回当たりの額を設けることに伴う文言整理です。

第5条第1項につきましては、会議出席の費用弁償に係る規定について、鳥獣被害対策実施隊員の職務を明文化するものです。

第6条につきましては、同一の日に2種以上の職務に従事または会議に出席した場合、費用弁償を重複して支給せず、金額が大きい職務の費用弁償を支給する取扱いについて1回当たりの額として報酬が支給される職務の運用を明確にするため、第2項を加えるものです。

別表14の項につきましては、鳥獣被害対策実施隊員の報酬の支給区分を日額から1回当たりの額に改めるものです。

2ページ目をお開きください。別表、備考につきましては、報酬の支給区分に新たに1回当たりの額を設けるため、第2項を第3項に繰り下げ、第2項として1回の定義を加えるものです。

附則につきましては、この条例の施行期日を令和7年4月1日としたいとするものです。

以上、議案第17号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第25号 公の施設の指定管理者の指定についての説明を申し上げます。

この議案は、公の施設の指定管理者の指定を行いたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経たいとするものです。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市扇町地区コミュニティセンター、滝川市幸町地区コミュニティセンター、滝川市大町地区コミュニティセンター、滝川市西地区コミュニティセンター、滝川市北地区コミュニティセンター、滝川市中地区コミュニティセンター、滝川市緑地区コミュニティセンター、滝川市東地区コミュニティセンター、滝川市本町地区コミュニティセンター、滝川市三世代交流センター北地区分館、滝川市東滝川地区転作研修センターの11館で、その所在地並びに指定管理者となるべき団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名につきまして

は、議案に記載のとおりでございますので、ご確認をお願いします。指定期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間です。

選定方法につきましては、これらの施設が地域との結びつきが強い地域密着型施設であることから、滝川市指定管理者制度適用方針に基づき、非公募により選定しております。

以上、議案第25号の説明とさせていただきます。

○議長 議長第20号の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ただいま上程されました議案第20号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

制定の趣旨ですが、市町村が作成する農用地利用集積計画による農地の権利移動に係る土地の登記につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条及び第21条並びに農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令により、市町村が嘱託登記をすることができるとされておりましたが、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、経過措置期間が終了し、農用地利用集積計画による農地権利移動が農地中間管理機構が作成する農用地利用集積等促進計画に統合され、農用地利用集積計画に係る土地の登記も廃止されました。

この条例は、農用地利用集積計画に係る土地の登記の手数料を廃止するため、滝川市手数料条例を改正したいとするものであります。

それでは、改正の内容についてご説明申し上げますので、参考資料の新旧対照表をお開きください。別表16の項の農業経営基盤強化促進法第21条に規定する農用地利用集積計画に係る土地の登記に関する手数料を徴収する事務及び手数料を削除するものでございます。

最後に、附則ですが、施行期日を令和7年4月1日としたいとするものでございます。

以上、議案第20号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 議長第24号の説明を求めます。教育長。

○教育長 議長第24号 滝川市水泳プール条例を廃止する等の条例についてご説明申し上げます。

滝の川市民プールにつきましては、平成14年の開館以来、健康増進や体力向上を目的とした施設として多くの市民に利用いただいておりますが、近年は利用者の減少が続き、また令和5年度には施設の老朽化による施設の故障が発生したほか、長期的に見ると今後も大規模な施設改修の必要性が見込まれる状況となっております。このような状況を踏まえ、令和6年度は滝の川市民プールを休止し、民間の温水プール施設を活用した代替の可能性について検証を行った結果、市民プールの事業継続を図るよりも民間の温水プール施設を活用したほうが安全面、施設面及びコスト面において有効であるとの結論に至ったことから、滝の川市民プールは令和7年3月31日をもって廃止することとし、滝川市水泳プール条例の廃止及び滝川市都市公園条例を改正したいとするものであります。

条例の内容としましては、第1条におきまして滝川市水泳プール条例を廃止したいとするものです。

第2条、滝川市都市公園条例の一部改正につきましては、参考資料の新旧対照表にありますとお

り、滝の川市民プール廃止に伴う文言整理を行いたいとするものであります。

なお、附則としまして、この条例は、令和7年4月1日から施行したいとするものであります。

以上で議案第24号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 以上をもちまして令和7年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針、議案第1号から第7号までの各会計予算、議案第13号、議案第15号から第20号まで、議案第22号及び議案第24号から第26号までの予算関連議案の説明を終了いたします。

◎日程第8 議案第8号 令和6年度滝川市一般会計補正予算（第8号）

○議長 日程第8、議案第8号 令和6年度滝川市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第8号 令和6年度滝川市一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。

今回の補正は、江陵中学校照明LED化改修工事の補正及び年度末を控え、各経費の確定見込みに伴う過不足の調整の補正などが主な内容となっております。

1ページを御覧ください。第1条第1項で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億532万3,000円を追加し、予算の総額を244億7,652万2,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところです。

第2条、繰越明許費の補正ですが、翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加及び変更は、第2表によるところです。

第3条、地方債の補正ですが、地方債の変更は、第3表によるところでございます。

2ページから5ページまでは第1表、歳入歳出予算補正ですので、お目通し願います。

6ページをお開きください。第2表、繰越明許費の補正です。令和7年度に繰り越して使用する経費を2件追加するほか、繰越額の上限額を2件変更したいとするもので、初めに追加でございますが、1件目は道営土地改良事業負担金で、繰越額の上限額は800万円、2件目は江陵中学校照明LED化改修工事で、繰越額の上限額は3,996万8,000円となり、いずれも年度内に事業が完了しない見込みのため、繰越明許費としたいとするものです。

続いて、変更でございますが、1件目は、令和6年第3回定例会におきまして議決いただきましたバス車両購入事業に係る繰越明許費について、契約額が確定したことから、繰越額の上限額を8,576万6,000円から2,253万4,000円減額し、6,323万2,000円としたいとするもの、2件目は、令和7年第1回臨時会におきまして議決いただきました下水道事業会計出資金につきまして、下水道事業会計における繰越予定額の確定に伴い、繰越額の上限額を3,447万5,000円に、2,020万5,000円を追加し、5,468万円としたいとするものです。

7ページをお開きください。第3表、地方債補正でございます。4件を変更したいとするもので、1件目は、道営経営体育成基盤整備事業債の限度額540万円に800万円を追加し、限度額を1,

340万円としたいとするもので、道営土地改良事業負担金の増額に伴う変更でございます。2件目は、義務教育施設整備事業債の限度額4,540万円に2,660万円を追加し、7,200万円としたいとするもので、江陵中学校照明LED化改修工事の実施に伴う変更です。3件目は、高等学校整備事業債の限度額1,540万円に220万円を追加し、1,760万円としたいとするもので、滝川西高等学校グラウンド防球ネット等改修工事に伴う起債について、当初一般単独事業債を予定しておりましたが、より有利な公共施設等適正管理推進事業債の適用が可能となったことに伴う変更でございます。4件目は、臨時財政対策債の限度額3,159万5,000円に230万9,000円を追加し、3,390万4,000円としたいとするもので、発行可能額の確定に伴う変更でございます。

続いて、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、16ページ、17ページをお開き願います。2款1項3目企画費、補正額1,000万円の増額につきましては、企業版ふるさと納税の推進に要する経費の補正で、企業版ふるさと納税寄附金の見込額の確定に伴い、ふるさと基金へ積み立てるため、補正したいとするものです。

2款1項4目財産管理費、補正額6億8,932万1,000円の増額につきましては、2点ございまして、1点目は庁舎等の維持管理に要する経費の補正で、燃料費及び光熱水費の実績を見込み、234万6,000円を補正したいとするものです。2点目は財産の取得、管理及び処分に要する経費の補正で、年度末を控え、寄附金及び基金利息収入等の見込額が確定したことから、各基金へ積み立てるため、6億8,697万5,000円を補正したいとするものです。内訳でございますが、説明欄に記載のとおり、減債基金積立金につきましては、国の令和6年度補正予算の成立に伴う普通交付税の再算定により、後年度の臨時財政対策債の償還財源として措置された6,053万4,000円と基金利息収入見込額の23万1,000円を合わせた6,076万5,000円を積み立てたいとするものでございます。財政調整基金積立金につきましては、財政運営基本方針に基づき、安定的な財政運営を行うため、繰越金等を財源として5億8,608万5,000円と基金利息収入見込額183万2,000円を合わせた5億8,791万7,000円を積み立てたいとするものです。施設整備政策基金積立金につきましては、市有地等売却収入の見込額として2,290万円、基金利息収入見込額として143万7,000円を積み立てるほか、後ほどご説明申し上げます新しい海洋センター整備事業の令和6年度事業費の確定に伴い、不用額となる267万5,000円を施設整備政策基金に積み立て、後年度の事業の財源として活用したいとするもので、積立金の合計額は2,701万2,000円となります。ふるさと基金積立金につきましては、寄附金及び基金利息収入等の見込額確定に伴い、1,126万5,000円を積み立てたいとするものです。その他、学校林基金積立金1万円、国際交流事業基金積立金2,000円、新型コロナウイルス感染症対応特別基金積立金4,000円の増額につきましては、いずれも基金利息収入の見込額の確定に伴い、各基金へ積み立てたいとするものです。

2款1項7目市民生活推進費、補正額1,611万3,000円の減額につきましては、市民生活の向上推進に要する経費の補正で2点ございまして、1点目は滝川市内線の運行に使用するバス車両購入契約額の確定に伴い、2,253万4,000円を減額補正したいとするものです。2点

目は、一般乗合バス運行負担金の実績見込みに伴い、642万1,000円を増額補正したいとするものです。

3款1項1目社会福祉費、補正額14万2,000円を増額につきましては、社会福祉対策に要する経費の補正で、寄附金及び基金利息収入の見込額の確定に伴い、社会福祉事業振興基金へ積み立てるため、補正したいとするものです。

3款1項2目障害者福祉費、補正額6,377万6,000円を増額分につきましては、2点ございまして、1点目は障害者自立支援給付に要する経費の補正で、介護給付費扶助及び訓練等給付費扶助の実績を見込み、7,607万2,000円を補正したいとするもの、2点目は障害者自立支援医療に要する経費の補正で、更生医療費扶助の実績を見込み、1,229万6,000円を減額補正したいとするものです。

3款1項3目老人福祉費、補正額6,118万円の減額につきましては、2点ございまして、1点目は老人措置に要する経費の補正で施設扶助の実績を見込み、1,051万4,000円を減額補正したいとするものです。18ページ、19ページをお開きください。2点目は、北海道後期高齢者医療に要する経費の補正で、令和5年度分市町村療養給付費負担金の精算に伴い、広域連合負担金を5,066万6,000円減額補正したいとするものです。

3款2項2目保育所費、補正額4,501万1,000円を増額につきましては、保育所等の運営管理に要する経費の補正で3点ございまして、1点目は公定価格の改定並びに入所児童の増減及び年齢区分の変動により、花月保育所運営委託料を1,937万円、一の坂保育所運営費委託料を1,380万5,000円、江部乙保育所運営費委託料を1,698万円、二の坂保育所運営委託料を654万2,000円、それぞれ増額補正したいとするもので、費用の一部がこども家庭庁の子どものための教育・保育給付費負担金及び北海道の子どものための教育・保育給付費負担金で措置されるものです。2点目は、他市町の保育所及び幼稚園並びに市内幼稚園を利用する児童の実績を見込み、広域入所負担金を918万1,000円、滝川幼稚園運営費負担金を100万8,000円、滝川白樺幼稚園運営負担金を848万8,000円、それぞれ減額補正したいとするものです。3点目は、公定価格の改定により、施設扶助費を699万1,000円増額補正したいとするものです。

3款2項4目障害児福祉費、補正額2,280万4,000円を増額につきましては、障害児支援給付に要する経費の補正で、障害児支援給付費扶助の実績を見込み、補正したいとするものです。

4款1項4目環境衛生費、補正額214万9,000円の減額につきましては、墓地の運営管理に要する経費の補正で2点ございまして、1点目は中空知衛生施設組合（滝の川斎苑分）の前年度繰越金の精算等に伴い、維持管理費に係る負担金を216万6,000円減額したいとするものです。2点目は、基金利息収入の見込額の確定に伴い墓地管理基金に積み立てるため、1万7,000円を増額補正したいとするものです。

4款1項5目他会計繰出金、補正額2,009万1,000円の減額につきましては、他会計繰り出しに要する経費の補正で、特別会計の補正に伴う一般会計負担分の整理として国民健康保険特別会計繰出金を42万2,000円、介護保険特別会計繰出金を72万6,000円、それぞれ増

額補正するほか、後期高齢者医療特別会計繰出金を2, 123万9, 000円減額したいとするものです。

4款2項1目じん芥処理費、補正額2, 789万3, 000円の減額につきましては、じん芥の収集処理に要する経費の補正で3点ございまして、1点目は中空知衛生施設組合（ごみ処理施設分）の前年度繰越金の精算等に伴い、維持管理費に係る負担金を2, 309万9, 000円減額補正したいとするものです。2点目は、中・北空知廃棄物処理広域連合の前年度繰越金の精算等に伴い、負担金を495万9, 000円減額補正したいとするものです。20ページ、21ページをお開きください。3点目は、基金利息収入の見込額の確定に伴い、ごみ処理施設建設費積立基金へ積み立てるため、16万5, 000円を増額補正したいとするものです。

6款1項2目農業振興費、補正額3, 004万7, 000円を増額につきましては、2点ございまして、1点目は農業の振興に要する経費の補正で、基金利息収入の見込額の確定に伴い、農業振興基金へ積み立てるため、4万7, 000円を補正したいとするものです。2点目は担い手育成に要する経費の補正で、農林水産省の担い手確保・経営強化支援事業の採択を受けた市内1経営体が農業機械を導入する際の費用の一部として担い手確保・経営強化支援事業助成金を交付するため、3, 000万円を補正したいとするもので、費用の全額が北海道の強い農業づくり事業費補助金で措置されます。

6款1項4目農地費、補正額1, 194万6, 000円を増額につきましては、土地改良に要する経費の補正で2点ございまして、1点目は農林水産省の水利施設管理強化事業を活用し、公共性、公益性の高い農業水利施設の管理を行う空知土地改良区に対し、電気料金高騰分の7割に相当する補助金を交付するため、394万6, 000円を補正したいとするもので、費用の全額が北海道の水利施設管理強化事業補助金で措置されます。2点目は、国の令和6年度補正予算により、北海道が実施する土地改良事業費が追加されたことを受け、道営土地改良事業負担金を800万円補正したいとするものです。

6款2項1目林業振興費、補正額480万1, 000円を増額につきましては、造林木売払収入及び基金利息収入の見込額確定に伴い、林業振興基金へ積み立てるため、補正したいとするものです。

8款5項1目住宅管理費、補正額2, 531万6, 000円の減額につきましては、公営住宅事業特別会計繰出金の補正で、社会資本整備総合交付金の減額に伴い、公営住宅事業特別会計繰出金を減額したいとするものです。9款1項1目消防費、補正額2, 795万5, 000円の減額につきましては、消防活動に要する経費の補正で、滝川地区広域消防事務組合の前年度繰越金の精算により、負担金を減額補正したいとするものです。

10款1項3目教育振興費、補正額68万5, 000円を増額につきましては、その他教育振興に要する経費の補正で2点ございまして、1点目は市内小中学校が全道、全国大会へ出場した際に交付する文化・体育大会派遣奨励費の実績を見込み、68万1000円を補正したいとするもので、2点目は基金利息収入の見込額の確定に伴い、発明工夫奨励基金へ積み立てるため、4, 000円を補正したいとするものです。

10款3項中学校費、1目学校管理費、補正額4,453万9,000円の増額につきましては、その他中学校教育の実施及び管理に要する経費の補正で2点ございまして、1点目は燃料費及び光熱水費の実績を見込み、それぞれ106万7,000円、350万4,000円を補正したいとするものです。2点目は、江陵中学校照明LED化改修工事を実施するため、3,996万8,000円を補正したいとするもので、費用の3分の1が文部科学省の学校施設環境改善交付金で措置されます。

22ページ、23ページをお開きください。10款6項1目社会教育費、補正額41万7,000円の増額につきましては、2点ございまして、1点目は社会教育振興に要する経費の補正で、寄附金及び基金利息収入の見込額の確定に伴い、社会教育事業振興基金へ積み立てるため、40万8,000円を補正したいとするものです。2点目は青少年健全育成に要する経費の補正で、基金利息収入の見込額の確定に伴い、青少年健全育成基金へ積み立てるため、9,000円を補正したいとするものです。

10款6項5目社会教育・文化施設費、補正額504万6,000円の増額につきましては、滝川市民交流プラザの運営管理に要する経費の補正で、電気料金の高騰等に伴い、滝川市民交流プラザ賃借料の不足が見込まれることから、補正したいとするものです。

10款7項2目体育施設費、補正額267万5,000円の減額につきましては、新しい海洋センター整備に要する経費の補正で、令和6年度分の事業費の確定に伴い、旅費及びB&G海洋センター整備工事実施設計等委託料を減額補正し、2款1項4目財産管理費でご説明したとおり、後年度の新しい海洋センター整備事業の財源として活用するため、同額を施設整備政策基金へ積み立てたいとするものです。

11款1項公債費、2目利子、補正額550万4,000円の増額につきましては、一時借入金・運用金利子の補正で、基金運用利息に係る利率の改定に伴い、運用金利子に不足が見込まれることから、補正したいとするものです。

12款1項1目過年度過誤納還付金及び還付加算金、補正額465万6,000円の増額につきましては、過誤納還付金及び還付加算金の補正で、障がい者支援事業所の不正受給に伴う平成30年度から令和3年度までの国庫負担金等の返還のための補正で、内訳は23ページ、説明欄に記載のとおりですので、お目通し願います。

13款1項1目職員費、補正額5,000万円の減額につきましては、給与等に要する経費の補正で、職員の育児休業や退職等に伴い職員費に不用額が見込まれることから、一般職の給料を2,000万円、会計年度任用職員の報酬を2,000万円、24ページ、25ページに入りまして、各種手当を500万円、共済組合納付金等を500万円、それぞれ減額補正したいとするものです。

以上、歳出合計で7億532万3,000円の増額となったところです。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。12款1項1目地方交付税3億1,042万6,000円の増額につきましては、普通交付税の額の確定に伴う補正でございまして、

14款1項2目民生費負担金から14ページ、15ページになりますが、19款1項8目教育費

寄附金までは、いずれも歳出関連でございます。

14ページ中段の20款2項1目基金繰入金2,253万4,000円の減額につきましては歳出関連で、バス車両購入費用の財源としてふるさと基金繰入れを見込んでおりましたが、事業費の確定に伴い、減額補正したいとするものです。

21款1項1目繰越金2億1,103万4,000円の増額につきましては、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものです。

23款1項4目農林業債800万円の増額及び7目教育債のうち1節義務教育施設整備事業債2,660万円の増額につきましては、歳出関連でございます。

7目教育費のうち2節高等学校整備事業債220万円の増額につきましては、事業費の財源調整に伴う補正でございます。

23款1項8目臨時財政対策債230万9,000円の増額につきましては、令和6年度発行可能額の確定に伴い、補正額とするものです。

以上、歳入合計で7億532万3,000円の増額となったところでございます。

なお、26ページ、27ページには給与費明細書を記載しておりますので、お目通し願います。

以上を申し上げ、議案第8号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は可決されました。

この辺で昼食休憩にいたしたいと思います。再開は午後1時30分といたします。休憩いたします。

休憩 午後 0時15分

再開 午後 1時23分

○議長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

◎日程第9 議案第9号 令和6年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
議案第31号 訴えの提起について

○議長 長 日程第9、議案第9号 令和6年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、議案第31号 訴えの提起についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第9号 令和6年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

このたびの補正は、令和5年度北海道国民健康保険保険給付費等交付金の精算及び損害賠償請求の訴えを提起するための費用の発生に伴う増額補正を行いたいとするものでございます。

1ページを御覧願います。第1項で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ456万4,000円を追加し、予算の総額を44億3,838万円とするものです。

第2項で、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございします。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正でございしますので、お目通し願います。

4ページ、5ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書、総括でございします。

続きまして、補正の内容につきまして歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費、補正額42万2,000円の増額につきましては、後ほど議案第31号で説明申し上げます交通事故に係る損害賠償請求の訴えの提起に伴い、訴訟に関する費用が発生するため、補正したいとするものです。

5款1項1目国民健康保険準備基金積立金、補正額17万3,000円の増額につきましては、基金利息収入が当初予算より増となる見込みとなったことから、補正したいとするものです。

7款1項3目償還金、補正額396万9,000円の増額につきましては、令和5年度国庫補助金等の確定に伴う返還のための補正で、内訳は説明欄記載のとおり、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金28万円、北海道国民健康保険保険給付費等交付金368万9,000円となっております。

以上、歳出合計で456万4,000円の増額となったところです。

次に、歳入につきましてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開きください。4款1項1目基金運用収入、補正額17万3,000円の増額につきましては、歳出関連です。

5款繰入金、補正額439万1,000円の増額につきましては、1項1目一般会計繰入金は歳出関連で、法定繰入れ分として一般管理費の財源42万2,000円を一般会計に求めるため、2項1目基金繰入金は同じく歳出関連で、償還金の財源396万9,000円を基金に求めるための補正で、歳入合計で456万4,000円の増額となったところです。

以上、議案第9号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第31号 訴えの提起についての説明を申し上げます。訴えの相手方についま

しては、記載のとおり市外在住の個人の方でございます。訴えの趣旨につきましては、令和３年３月、滝川市国民健康保険の被保険者であります被害者が道路を横断中に加害者が運転する自家用普通乗用車と衝突し、傷害を負われた交通事故におきまして、加害者に対し、市が保険給付を行った額から過失相殺等について減額、控除して算出した損害金５２４万３，５３６円及びこれに対する遅延損害金並びに訴訟費用の支払いについて、国民健康保険法第６４条第１項の規定に基づき、訴えを提起するものです。訴訟遂行の方針につきましては、記載のとおりでございます。

以上、議案第３１号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第９号及び第３１号の２件を一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第９号及び第３１号の２件はいずれも可決されました。

◎ 日 程 第 １ ０ 議 案 第 １ ０ 号

令和６年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第２号）

○議 長 日程第１０、議案第１０号 令和６年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第１０号 令和６年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第２号）につきましてご説明いたします。

今回の補正につきましては、市営住宅の指定管理に係る管理代行負担金の増額や金融機関の預金利息の増に伴う基金積立金の増額及び財産運用収入の増額が主なものとなります。

１ページをお開きください。第１項で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ７７１万３，０００円を追加、予算の総額を８億４，７５６万２，０００円とするものです。

第２項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正によることです。

２ページから３ページまでは第１表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通し願います。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8 ページ、9 ページをお開き願います。1 款 1 項 1 目市営住宅管理費、補正額 7 2 6 万円の増額につきましては、市営住宅の指定管理に係る管理代行負担金について、昨今の物価や労務単価の著しい上昇の影響を直接的に受けている修繕費用の上昇分を増額するため、補正したいとするものです。

3 款 2 項 1 目基金積立金、補正額 4 5 万 3, 0 0 0 円の増額につきましては、日本銀行における政策金利引上げに伴い、基金運用先の金融機関の預金利息が増となったことを受け、同額を公営住宅敷金基金及び公営住宅等事業基金へ積立てするため、補正したいとするものです。

以上、歳出合計で 7 7 1 万 3, 0 0 0 円の増額となったものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6 ページ、7 ページをお開き願います。2 款 1 項 1 目基金運用収入、補正額 4 5 万 3, 0 0 0 円の増額につきましては、歳出関連です。

3 款 1 項 1 目他会計繰入金、補正額 2, 5 3 1 万 6, 0 0 0 円の減額及び 2 項 1 目基金繰入金、補正額 2, 5 3 1 万 6, 0 0 0 円の増額につきましては、開西団地建て替え第 1 期工事の 1 年目の工事量の年度割合を減少したことにより事業費が減少しましたが、それに伴う令和 5 年度の社会資本整備総合交付金は減額されずに交付されたため、ここで生じた増額分を令和 5 年度中に一度基金に積み立てる歳出間補正で対応したところですが、このことにより、令和 6 年度の社会資本整備総合交付金はこの基金に積立した同額が減額される見込みであることから、一度積み立てた基金から繰り入れるため、基金繰入金を増額し、同額を他会計繰入金から減額とする歳入間補正で対応したいとするものです。

4 款 1 項 1 目繰越金、補正額 7 2 6 万円の増額につきましては、補正に必要な財源を繰越金で調整したいとするものです。

以上、歳入合計で 7 7 1 万 3, 0 0 0 円の増額となったところでございます。

以上で議案第 1 0 号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 1 0 号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 0 号は可決されました。

◎日程第11 議案第11号 令和6年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長 日程第11、議案第11号 令和6年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第11号 令和6年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして、介護保険料等における基準額変更の改正に伴うシステム改修のための増額補正及び基金利息収入の見込額の確定に伴い、介護給付費準備基金へ積み立てるための増額補正を行いたいとするものです。

1ページを御覧ください。第1項で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ186万5,000円を追加し、同勘定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億2,655万1,000円とするものです。

第2項で、補正後の保険事業勘定の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるとするものです。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正、4ページ、5ページは歳入歳出補正予算事項別明細書、総括ですので、お目通し願います。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費、補正額145万2,000円の増額につきましては、介護保険料等における基準額変更の改正に伴いシステム改修が必要なため、増額補正したいとするものです。

5款1項1目介護給付費準備基金積立金、補正額41万3,000円の増額につきましては、基金利息収入の見込額の確定に伴い介護給付費準備基金へ積み立てるため、増額補正したいとするものです。

以上、歳出合計で186万5,000円の増額となったところです。

続いて、歳入についてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開き願います。2款2項6目事業費補助金及び6款1項1目一般会計繰入金の補正額それぞれ72万6,000円の増額につきましては歳出関連で、介護保険料等における基準額変更の改正に伴うシステム改修費用として国から2分の1、残りを一般会計から増額補正したいとするものです。

5款1項2目基金運用収入、補正額41万3,000円の増額につきましても同じく歳出関連で、介護給付費準備基金の利息収入の見込額の確定に伴い、増額補正したいとするものです。

以上、歳入合計で186万5,000円の増額となったところです。

以上を申し上げまして議案第11号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は可決されました。

◎日程第12 議案第12号 令和6年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議 長 日程第12、議案第12号 令和6年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第12号 令和6年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

このたびの補正は、令和6年度後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定等による減額補正を行いたいとするものです。

1ページを御覧願います。第1項で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,123万9,000円を減額し、予算の総額を7億7,483万4,000円とするものです。

第2項で、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるとするものです。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正ですので、お目通し願います。

4ページ、5ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書、総括でございます。

続きまして、補正の内容につきまして歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額2,123万9,000円の減額につきましては、後期高齢者医療広域連合の令和5年度市町村事務費負担金の精算及び令和6年度保険基盤安定負担金の確定により納付金を減額補正したいとするもので、歳出合計2,123万9,000円の減額となったところです。

次に、歳入につきましてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。4款1項1目一般会計繰入金、補正額2,123万9,000円の減額につきましては歳出関連となっており、一般会計からの繰入金を減額補正したいとするもので、歳入合計2,123万9,000

円の減額となったところです。

以上、議案第12号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は可決されました。

◎日程第13 議案第14号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

○議長 長 日程第13、議案第14号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第14号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明いたします。

本条例の制定の趣旨につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が令和7年4月1日から施行されることとされ、この一部改正法により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正が行われることに伴い、当該法改正に基づき、所要の整理を行うため、関係条例を改正したいとするものです。

改正の内容につきましては、議案第14号参考資料、新旧対照表を御覧ください。1ページ、滝川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正（第1条関係）及び滝川市税条例の一部改正（第2条関係）、それか

ら1ページ下段から2ページにかけての滝川市暴力団の排除の推進に関する条例の一部改正（第3条会関係）につきましては、いずれも行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、定義規定である同法第2条にマイナンバーカードの機能をスマートフォンに搭載するための仕組みであるカード代替電磁的記録の定義が新たに第8項として追加されたことに伴い、各条例で引用している同法第2条の第8項以降の項番号を1項ずつ繰り下げる改正を行うものです。

2ページの附則ですが、この条例は、改正法の施行日である令和7年4月1日から施行したいとするものです。

以上、議案第14号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は可決されました。

◎日程第14 議案第21号 滝川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例及び滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第14、議案第21号 滝川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例及び滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 ただいま上程されました議案第21号 滝川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例及び滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が令和6年11月29日公布、令和7年4月1日から施行されること及び子ども・子育て支援法施行規則等の

一部を改正する内閣府令が令和7年1月31日公布、令和7年4月1日から施行されることに伴い、必要となる条文の整理を行うため改正したいとするものです。

改正内容につきましては新旧対照表によりご説明申し上げますので、参考資料の1ページをお開きください。まず、滝川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の一部改正（第1条関係）です。第37条は、この後説明いたします第42条に新たな項を追加することに伴う文言整理でございます。

その下、第42条は、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う改正で、第1項は文言整理でございます。

次の参考資料2ページ、第2項では第1項第1号に規定する保育内容支援の基準緩和について規定し、第3項で第2項中の保育内容支援連携協力者の定義を規定しております。

第4項では第1項第2号に規定する代替保育の基準緩和について規定し、次のページ、第5項は第4項中の代替保育連携協力者を規定する条文の文言整理となります。

附則第5条、連携施設に関する経過措置については、市長が認める場合において連携施設を確保しないこととすることができる経過措置の期間を子ども・子育て支援法施行日から起算して10年としていたところを15年に延長するものです。

次に、滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部改正（第2条関係）でございますが、第7条第1項は、同条に新たな項を追加することに伴う文言整理でございます。

4ページ、第2項で第1項第1号に規定する保育内容支援の基準緩和について規定し、第3項では第2項中の保育内容支援連携協力者の定義を規定しております。

第4項で第1項第2号に規定する代替保育の基準緩和についてを規定し、第5項は第4項における代替保育連携協力者を規定する条文の文言整理となります。

5ページ、第17条については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行による改正で、栄養士の配置等を求めている部分について管理栄養士を追加するものです。

附則第3条、連携施設に関する経過措置については、市長が認める場合において連携施設を確保しないこととすることができる経過措置の期間を子ども・子育て支援法施行日から起算して10年としていたところを15年に延長するものです。

附則として、この条例の施行期日を令和7年4月1日とするものです。

以上、議案第21号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は可決されました。

◎日程第15 議案第23号 滝川市営住宅条例及び滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部
を改正する条例

○議 長 日程第15、議案第23号 滝川市営住宅条例及び滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第23号 滝川市営住宅条例及び滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

改正の趣旨は、現在パートナーシップ宣誓制度を導入している地方公共団体間の住民異動に伴う手続について各地方公共団体同士が協定を取り交わすことにより、宣誓者の転出入時における手続において不要な重複が生じないように簡素化を図っているところですが、同制度を導入する地方公共団体が年々増加していることに伴い、その事務手続が煩雑となっていることから、令和7年4月1日より全国的なネットワークに加入することによって現行の協定の締結に代えることとしており、当該ネットワークへの加入により証明する書面の交付主体等の取扱いが変更になることから、市営住宅及び特定公共賃貸住宅における入居者の資格要件のうち、パートナーシップ宣誓者に係る文言について所要の整備を行うため、改正したいとするものです。

条例改正の内容につきましては、議案第23号参考資料、新旧対照表でご説明いたしますので、資料を御覧ください。最初に、滝川市営住宅条例第5条、入居者の資格からご説明いたします。改正の概要といたしましては、市営住宅の入居者の資格要件のうち、パートナーシップ宣誓者に係るものについて、全国的なネットワークに加入することに伴い、条文を整備するものです。

次に、滝川市特定公共賃貸住宅条例第5条、入居者の資格につきましては、先ほどの滝川市営住宅条例の改正と同様に条文を整備するものです。

2ページを御覧ください。附則におきましては、第1項においてこの条例の施行期日を令和7年4月1日とし、第2項において経過措置について定めるものです。

以上で議案第23号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第２３号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第２３号は可決されました。

◎日程第１６ 議案第４１号 滝川市議会会議規則の一部を改正する規則

○議 長 日程第１６、議案第４１号 滝川市議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、滝川市議会会議規則第１３条第２項の規定に基づき、議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第４１号は可決されました。

◎日程第１７ 議案第４２号 滝川市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第１７、議案第４２号 滝川市議会個人情報条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、滝川市議会会議規則第１３条第２項の規定に基づき、議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第42号は可決されました。

◎日程第18 議案第27号 監査委員の選任について

○議長 長 日程第18、議案第27号 監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 ただいま上程されました議案第27号 監査委員の選任についての提案理由の説明を行います。

滝川市監査委員、宮崎英彰氏が令和7年3月31日で任期が満了となります。このため、後任として再度宮崎英彰氏を選任いたしたいと存じますので、地方自治法第196条第1項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

宮崎英彰氏の略歴書につきましてはお手元に印刷配付のとおりでございますので、ご一読いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

本案について、これに同意することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第19 議案第28号 教育委員会委員の任命について

○議長 長 日程第19、議案第28号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 ただいま上程されました議案第28号についての提案理由を申し上げます。

滝川市教育委員会委員、木曾旬映氏が令和7年5月13日で任期が満了となります。このため、後任として再度木曾旬映氏を任命いたしたいと存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

木曾旬映氏の略歴書につきましてはお手元に印刷配付のとおりでございますので、ご一読いただ

き、ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

本案について、これに同意することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第20 議案第29号 公平委員会委員の選任について

○議 長 日程第20、議案第29号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました議案第29号 公平委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

滝川市ほか6組合公平委員会委員、鷲尾昌法氏が令和7年3月31日で任期満了となります。このため、後任として前野史賀氏を選任いたしたいと存じますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

前野史賀氏の略歴書につきましてはお手元に印刷配付のとおりでございますので、ご一読いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第 2 1 議案第 3 0 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議 長 日程第 2 1、議案第 3 0 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 滝川市固定資産評価審査委員会委員、白木正博氏が令和 7 年 6 月 1 4 日で任期が満了となります。このため、後任として高橋佳万氏を選任いたしたいと存じますので、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

高橋佳万氏の略歴書につきましてはお手元に印刷配付のとおりでございますので、ご一読いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 3 0 号を採決いたします。

本案について、これに同意することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第 2 2 議案第 3 2 号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更について（芦別市）

議案第 3 3 号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更について（赤平市）

議案第 3 4 号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更について（砂川市）

議案第 3 5 号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に

関する規約の変更について（歌志内市）

議案第 3 6 号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更について（奈井江町）

議案第 3 7 号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更について（上砂川町）

議案第 3 8 号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更について（浦臼町）

議案第 3 9 号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更について（新十津川町）

議案第 4 0 号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更について（雨竜町）

○議長 日程第 22、電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更についての議案を一括議題といたしますが、この場合、件名を省略し、議案番号のみで申し上げます。これより電子情報処理組織における戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更に係る議案第 32 号から第 40 号までの各議案 9 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第 32 号から議案第 40 号まで、電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更についての説明を申し上げます。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴いまして、地方公共団体はその利用する基幹業務システムについて同法に規定する標準化基準に適合することが義務づけられましたが、現在中空知の 5 市 5 町で共同運用してございます戸籍システムは令和 7 年度に契約期間の満了を迎えることから、機器の更新、それから標準準拠システムへの移行を予定しており、更新後はシステムの利用形態について事業者が提供するクラウドサービスを利用することとするため、これまで自ら調達していたサーバーの設置が不要となるということに伴い、電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の範囲を変更する必要が生じたところです。

これに伴いまして、議案第 32 号については芦別市と、議案第 33 号については赤平市と、議案第 34 号については砂川市と、議案第 35 号については歌志内市と、議案第 36 号については奈井江町と、議案第 37 号については上砂川町と、議案第 38 号については浦臼町と、議案第 39 号については新十津川町と、議案第 40 号については雨竜町とそれぞれ協議により、委託を受けました事務を変更するため、電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約を変更したいとするものです。

規約の変更の内容につきまして、芦別市との規約の変更に係る新旧対照表によりご説明を申し上げますので、議案第 32 号の参考資料をお開きください。第 2 条につきましては、委託事務の範囲に関する規定ですが、第 1 号におきまして電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機、その他の機器の設置、使用、管理を行うこととしているところ、変更後はサーバーの調達、設置が不要になるということから、設置を削除したいとするものです。

第5条及び第7条につきましては、文言の整理でございます。

附則につきましては、この規約の施行期日を令和7年10月1日としたいとするものです。

議案第33号から議案第40号までのそれぞれの議案についても同様の内容となっておりますので、ご確認をお願いします。

以上、議案第32号から第40号までの説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第32号から第40号までの9件を一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第32号空第40号までの9件はいずれも可決されました。

◎日程第23 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議 長 日程第23、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明を申し上げます。

滝川市に置かれております人権擁護委員、岩岬稔氏が令和7年6月30日をもって任期満了となるため、後任の候補者として再度岩岬稔氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、本議会の意見を求めるものでございます。

なお、岩岬氏の略歴につきましては参考資料として略歴書を配付させていただいておりますので、お目通しいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

本案について可と答申することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は可と答申することに決しました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、3月4日から3月10日までの7日間を休会いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、3月4日から3月10日までの7日間を休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時13分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員